

◎議 事 日 程 (第 3 号)

平成18年 9 月 15 日 (金曜日) 午前10時00分 開議

日程第 1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員 (30名)

1 番	前 田 芙美子 君	2 番	鷺 野 聰 明 君
3 番	三 輪 久 之 君	4 番	日 永 貴 章 君
5 番	吉 川 三津子 君	6 番	榎 本 雅 夫 君
7 番	岩 間 泰 彦 君	8 番	田 中 秀 彦 君
9 番	村 上 守 国 君	10番	真 野 和 久 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	八 木 一 君
13番	近 藤 健 一 君	14番	小 沢 照 子 君
15番	後 藤 和 巳 君	16番	堀 田 清 君
17番	加 藤 和 之 君	18番	古 江 寛 昭 君
19番	大 島 功 君	20番	大 宮 吉 満 君
21番	永 井 千 年 君	22番	黒 田 国 昭 君
23番	中 村 文 子 君	24番	加 藤 敏 彦 君
25番	加 賀 博 君	26番	宮 本 和 子 君
27番	石 崎 たか子 君	28番	佐 藤 勇 君
29番	太 田 芳 郎 君	30番	柴 田 義 継 君

◎欠 席 議 員 (なし)

◎地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	八 木 忠 男 君	助 役	山 田 信 行 君
教 育 長	青 木 萬 生 君	会 計 室 長	杉 山 政 男 君
総 務 部 長	中 野 正 三 君	企 画 部 長	石 原 光 君
教 育 部 長	八 木 富 夫 君	経 済 建 設 部 長	篠 田 義 房 君
		市 民 生 活 ・	
上 下 水 道 部 長	若 山 富 士 夫 君	保 健 部 長	藤 松 岳 文 君
福 祉 部 長	水 谷 正 君	消 防 長	古 川 一 己 君
佐 屋		立 田	
総 合 支 所 長	加 賀 和 彦 君	総 合 支 所 長	伊 藤 忠 俊 君

八 開
総合支所長 飯 田 十志博 君
民生部次長兼
環境課長 加 藤 久 夫 君
社会福祉課長 杉 勝 巳 君

佐 織
総合支所長 山 崎 敏 次 君
高齢福祉課長 石 黒 貞 明 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊 藤 辰 雄
書 記 田 尾 武 広

議 事 課 長 服 部 秀 三

午前10時00分 開議

○議長（佐藤 勇君）

定刻になりました。

きょうは全員の方の御出席でございますので、ただいまから継続議会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

最初に、通告順位1番の4番・日永貴章議員の質問を許します。

○4番（日永貴章君）

皆さん、おはようございます。

通告に従って質問をさせていただきます。

現在、子供たちが通う学校に対して、安全面、教育面などさまざまな課題が取り上げられております。そのさまざまな課題の状況の中で、子供たち、保護者、先生、そして地域の方々が力を合わせて、少しでも明るく楽しい学校生活を子供たちが送れる学校づくりが今急がれていると感じております。しかし、行政、また学校は、安全面、ハード面に対しては進んだ対応が見られておりますが、学校の運営やソフト面に対しては、なかなか進んだ対応が見られないような気がいたします。地域の方々の協力によりよい学校づくりをと言われてはいますが、そのためにどのような動きをされているのでしょうか。

全国的には学校への運営評価を中心とした学校長の諮問機関である学校評議員の設置が進んでおり、また地域が支える学校づくりを目指して、学校の運営全般に保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって参加し、地域に根差し、より発展した学校づくりのための学校運営協議会を導入しているところも見られ始めました。本市としてどのような学校づくりを目指しているのかを示し、それに向けた施策などの整備を進めていくことがとても大切であると私は思っております。

そこでまず最初に、本市としてどのような学校づくりを目指しているのか。また、現在、学校運営を含め、行事や授業に保護者や住民の方々がどのように参画し、また今後どのようにこうした方々が積極的に学校へかかわれるようにしていくのかを、まず最初にお聞きいたします。

○教育部長（八木富夫君）

それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

学校運営の、それぞれ地域の方の参画をする制度の内容かと思っております。

学校運営に関しまして、それぞれの地域住民の方の参画をいただく制度につきましては、議員おっしゃっていただきましたように、学校評議員制度というものがございます。これは学校教育法の中で定めがございます。そうした形の中で今現在進んでおるわけでございますが、学

校運営につきましては、おっしゃっていただきましたように、保護者はもちろんのこと、地域住民等から幅広く御意見をお聞きいたしまして、その支援や協力を得まして、地域に開かれた学校づくりを促進するために、この学校評議員制度を取り入れております。

愛西市といたしましても、この平成18年度からは全小・中学校にこの評議員を配置させていただいております。ちなみに、昨年度までは佐屋地区でこの制度が取り入れられておりました。そして、評議員につきましては、地域の有識者、関係機関の代表者等から学校長が5人ほどの推薦を教育委員会に提出いたしまして、教育委員会が委員の委嘱をしております。会議につきましては、年間3回ほど評議員会を学校の方で持っておっていただきます。この評議員会におきましては、学校運営や教育活動に関しますこと、また学校と家庭や地域との連携のあり方について、それぞれ委員の方から貴重な御意見をいただいております。そしてまた、保護者や地域住民の方などから、学校の持つ情報や学校が抱えます課題を教職員と共有しながら学校運営に当たっていただきます。そこで、学校が学区の保護者や地域住民の方からもアンケート等をいただいて、学校運営に現在当たっておるといような状況でございます。そして、議員おっしゃっていただきました学校運営協議会制度でございますが、コミュニティースクールとも言われておりますが、この制度につきましては評議員制度を設けまして、私どもは今後の課題と思っております。以上でございます。

#### ○4番（日永貴章君）

答弁ありがとうございます。

一つ教育長に、まず先ほどの質問の中でも述べましたが、イメージですね。愛西市としてどのような学校づくりをまず目指していくのかをお聞きいたします。そして、先ほど御答弁の中に、学校評議員制度をことしから全地区で行っているというお話もあり、内容についてもお答えいただきましたけれども、今まで評議員がなかったところに対して、この評議員というものをどのように使っていくか、そして開かれた学校づくりをどのようにしていくのかという活用方法を詳しく、もしわかればお答えいただきたい。そして、先ほども評議員の意見をいただいているというお話がありましたが、その意見や助言をどのように活用していくのか。実際、学校の教育現場でどのように使っていくのか、具体的にありましたら、ただ意見を聞くだけなのか、意見をいただいたことに対してこのようにしますという答えを出すのか、お聞きいたします。そして、学校運営協議会は今後の検討課題だということを答えられましたけれども、実際に検討ということは、やるという方向の検討なのか、一応考えていますよということだけなのか、お答えいただきたいと思います。

#### ○教育長（青木萬生君）

日永議員から幾つかの御質問をいただきました。

まず、最初の御質問でございますが、どのような学校づくりを目指しているのかと。これはどこでも当たり前のような言葉ですが、子供たちが安心して、安全な条件のもとに、健やかな成長を願って、それぞれの学校で学校経営に当たっていただくということでございます。

それで、これは漠然としているので具体的にということになりますと、それぞれ小・中学校

は地域性がございまして、地域に根差した教育ということで、時間の都合もありますので割愛させていただきますが、そうした中で議員が先ほど来、御質問でございました学校評議員をどのように今後活用していくのかと。佐屋地区におきましては、お答えしましたように昨年度行っておりますが、本年度については愛西市全小・中学校でこの評議員制を取り入れました。ただ聞くだけかということでございますが、まず学校長が学校の実情、学校の教育目標等を具体的に時間をかけて説明をさせていただき、そうした中で評議員としてどんなことを学校側からお願いするか、外部の意見をどのように取り入れて、そして学校の教育活動の場でそれが生かされるようにするかということ等、評議員にお願いしているわけでございますが、まだ始まったばかりでございます。具体的な表面立っての活動までまだあらわれてないのが現状だと思いますが、つくったからには、この評議員制と議員おっしゃった学校運営協議会とをうまくドッキングさせて、より幅広いものにしたいと。

あわせて、部長の方から少し説明をさせていただいたわけでございますが、評議員だけでなく、学校が地域の住民の方や保護者に対してアンケートを配布すると。アンケート内容でございますが、内容を大きく言いますと、例えば教育活動の中で、ノーチャイムの学校生活は自分で考えて生活する力を育てるのに役立っているかどうかとか、学習指導について、総合的な学習について、道徳について、特別活動について、通知表について、進路指導について、その他多くの項目があって評価の観点がございます。ですから、今まで学校というのは聖域的なことがございまして、なかなか学校へは地域から入れないというような状況でございましたが、こういう地域の保護者や地域の方の意見も取り入れて、そして今の評議員制と学校運営協議会を合わせまして、より学校を知っていただき、外部からのいろんな御意見をいただいてよりよい学校にしたいと、このように考えております。

#### ○4番（日永貴章君）

ありがとうございます。

現在、小学校・中学校は社会的に不審者の対策で門が閉まっており、なかなか地域の方が入りにくい。保護者の方でも、授業中は何かあっても入りにくい環境は仕方ないことだとは思いますが、少しでも地域に開かれた、皆さんが集い合えるような学校づくりを目指していただきたいと、私自身、子供を持つ親の一人として希望します。

そして、最後に一つだけお聞きいたしますが、私は以前の議会のときにも述べさせていただいたことがあると思いますが、この海部地区には大学が一つもございませぬ。この地区に専門的な大学などを誘致、設立していくことは、地域の活性化のためにもとてもよいことではないかと思っております。以前こうした私の考えに対して教育長も、子供たちの教育のためにも、小・中・高校があって大学のないこの地域には、大学の設置にはとてもよい環境であって、魅力を感じていると答弁していただいたと私は思っております。実際に教育に携わってこられた方が、よい環境であって、できることであれば設置をとる考えを持っておられるなら、ぜひ将来を背負うべき子供たちのために、地域の活性化のためにもこの設立に向けて努力していくべきだと思いますが、現在、それらのことに対して何らかのアクションはあるのでしょうか。また、

ないのであれば、行動するためにどのようなハードルがあるとお考えでしょうか。最後にこれを教育長にお聞きして、私の質問を終わらせていただきます。

**○教育長（青木萬生君）**

以前、日永議員がおっしゃいましたように、そのとおりの答弁をさせていただきました。愛西市の合併時のキャッチフレーズは、「人と緑が織りなす環境文化都市 愛西」でしたね。私は、今、日永議員からの質問を受けまして、「人と緑が織りなす文教都市 愛西」になればなあという思いで拝聴をしておりました。いろんなハードルがあると思います。いろんな方々の力で大学ができることを願っている次第でございます。以上です。

**○議長（佐藤 勇君）**

4番・日永貴章議員の質問を終わります。

次に、通告順位2番の27番・石崎たか子議員の質問を許します。

**○27番（石崎たか子君）**

議長のお許しを得ましたので、行財政機構改革の進捗状況についての質問をいたします。

今回は、私が平成17年6月から平成18年3月までに質問しました件についての進捗状況、あるいは取り組みについてをお尋ねしたいと存じます。

平成17年6月には永和駅周辺の整備について。これについては、おかげさまで現況調査費を計上していただきました。過日は加賀議員のお取りまとめで、永和学区議員と津島市市議会議員、そして経済建設部長以下御足労のもと、永和駅周辺について初めて協議をしていただきました。議員間でも取り組み姿勢がそれぞれ違いますが、今後においても一層の努力や協力を痛感いたしております。

そこで、現地現況調査はいつごろ終わりますか、まずお尋ねをいたします。愛西市がより活性化を望むのなら、富吉から永和にかけては名古屋市のベッドタウンとして、住宅や商工業の盛り上げをしていくべきところだろうと思う次第でございます。

一般・随意入札についても質問をいたしました。部長から、事務処理を含めて研究していくと答弁をいただきましたが、その後、整備されたものはありますか。また、現在の工事発注の一般入札と随意との比重比率はいかがになっていますか、お尋ねをいたします。

9月議会には機構改革を申し上げました。市長は職員体制について、お待たせをする時間、あるいは住民の皆さんとのコミュニケーションがうまくいかなかったという内容についても見直しを図ってまいりたいという御答弁でございましたが、その後見直されたものはありますか、お尋ねをいたします。

不納欠損については、ただいま国保だけでも5,900万も出ております。住民の税の公平のためにも対処方法の進展はありましたか、お聞きいたします。

また、自主防災組織の結成進捗状況もあわせてお尋ねいたしますが、これは昨日質問の中で、17年度は155団体になったとお聞きいたしました。その後、まだ平成18年度に入って結成されている地区があれば、お教えいただきたいと思います。そして、愛西市全体が立ち上げれば何組織ぐらいになるか、これもあわせてお尋ねをしておきます。

災害に対する防災対策については、消火栓、防火用水は 1,207基で約83%の整備率とのことでございました。先日も朝方にどーんと突き上げるような地震があつて、東海地震の始まりかと一瞬驚きました。消火栓、防火用水の整備はともかく、飲料水の方の確保は大丈夫でしょうか、お尋ねをいたします。

12月議会では、旧町村の行政区域の統一について質問をいたしました。旧町村の区域割りと総代や駐在員の名称統一、工事発注の順位の是正、そして本庁舎建設などのうち、もし進展しているものがあればお聞かせください。その折、永和荘の払い下げ問題の質問もいたしました。何か取りかかりがありましたでしょうか、お尋ねをいたします。

以下、自席で質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず、永和駅周辺の調査の関係でお尋ねでございますが、これにつきましては、本年12月の末を工期末としております。よろしくお願ひをいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

一般・随意入札の関係で、事務処理の改善と、それから一般競争入札と随意契約の比重の関係で御質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、現時点で大きく事務を改善したということはありません。ただ、国等の通達等を参考にしながら、現行整備をされております市の要綱、要領にのっとり取り組んでおるのが現状でございます。ただし、今後につきましては、電子入札制度の導入等将来に向けての問題もございませう。そういった動向によっては事務改善が必要になってくるのではないかとこのように考えております。

それから入札の関係でございますが、いわゆる備品購入とか設計関係はちょっと除いてありますが、17年度の実績で指名競争入札が 155件、契約金額が25億 1,905万 5,000円。随意契約が 327件、契約金額が 1億 8,586万 9,485円でございます。率にいたしますと、指名競争入札が件数では全体の32.2%に当たりまして、契約金額に置き直しますと全体の93.1%という結果になっております。以上でございます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、機構改革につきまして申し上げます。

昨年の10月と本年の4月に職員の配置の見直しをいたしました。総合支所につきましては、昨年の10月に事務分担を従来の担当制からグループ制への移行という形で行い、市民の皆様からのいろいろな御意見をいただかないような形を取らせていただいております。これは、お見えになる方々への対応、それから事務処理の迅速化など、職員の意識改革を求め、また本庁とそれぞれの総合支所との連携体制の強化と、すなわち横の連絡を密にするという観点から進めさせていただいております。

それから不納欠損の件でございますが、この対処方法をということでございますが、この不納欠損におきましては、倒産、破産等、そして生活保護、生活の困窮、そして行き先不明等いろいろな原因があるわけでございますが、的確に私どもが早目にその状況を把握申し上げて、納

税者の方との接触を図り、個々の納税相談を行うことにより、それぞれに納税を促すということに努めてまいっております。今後も、それを引き続き行いたいと考えております。

そして、自主防災組織の現時点の推移でございますが、今年度に入りまして佐屋地区須依で立ち上げのお申し出をいただいております。まだ正式な立ち上げでございませんが、佐屋地区で3組織の立ち上げを予定しております。立田におきましては2組織、これは4月1日に小茂井と、この10月29日に福原新田で予定をされておりますので、今年度に入り5組織が確定をしているということを思っております。

未組織の点でございますが、未組織という観点からではございませんが、佐屋地区の一部のところ加入率が低いというような地域もございまして、ここも地域の方に申し上げて、それぞれまた加入の促進をお願いしたいと思っております。立田地区では組織化されつつございまして、例えば現在は16の町がございまして、とするならば現在10程度が未組織という形になるかと思っております。

続きまして災害の点でございますが、災害時の給水につきましては、発生から3日までは大体1日1人3リットル、4日以降につきましては1日1人当たり20リットルという形で飲料水確保の計画をさせていただいております。給水方法につきましては、上水道課のPCタンク、または海部南部水道のタンク等のほかに、市内各所の災害用井戸、市内の58カ所に現在私どもとしてはつかんでおりますが、そして庁舎等にありまして14台のろ過機及び非常用飲料水装置を利用して、耐震性貯水槽やプール等を優先に、川の水もろ過して水の確保に努めていきたいと思っております。また、4日以降につきましては仮設給水栓、これは県水からの応急給水を実施する予定をして計画に盛り込ませていただいております。

それから総代制の件でございますが、現在の進展状況でございますが、総代・駐在員の件につきましては、昨年来の総代・駐在員会でもいろいろ御議論をいただきました。本年度、総代・駐在員連絡調整会議というものを3回ほどさせていただいております。これで合併からの懸念事項であります総代組織について御審議を賜っております。その会議におきまして、立田、八開、佐織地区において総代制へ移行することが確認をされました。その結果を踏まえまして、私どもとしては、その調整会議において基本的に旧大字、町を基本とする素案をお示しさせていただいて、連絡調整会議で御承認をいただいたものでございます。今後、この素案をもとに、各地区におきまして、それぞれの総代会、駐在員会において具体的に御協議を賜りたいというふうに思っております。

あと、本庁舎の検討云々ということもございましたが、このところにおいては、まだそこまで至っている状況下ではございません。

永和荘の問題につきましては次に答えさせていただきますので、よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

永和荘の関係でございます。この永和荘の払い下げにつきましては、旧佐屋町時代に愛知県の方から説明があったとお聞きしておりますが、愛西市に愛知県としての考えを知ってもらうということで、本年の4月14日に愛知県の方から説明に来庁されております。愛知県では、愛

知行革大綱2005に基づき、平成22年度までに老朽化が進んでおります老人休養ホーム3施設——このうちの一つに老人休養ホーム永和荘が該当するわけでございます——を平成18年度以降に順次廃止、また地元移管を考えているとのお話でございました。

施設の概要につきましては、平成17年度利用率は60.5%で、施設としては赤字経営であり、昭和51年の開設以来、築後30年たって老朽化が進んでおり、耐震工事なども必要とのこととございました。また、土地につきましては、県指定管理者制度をとっているため、県財政課では無償貸与ではなく有償貸与を考えているとのことでした。以上でございます。

#### ○27番（石崎たか子君）

いろいろ御答弁ありがとうございました。

まず第1点目、永和駅の現況調査が本年12月末ということでお聞きをさせていただきました。せっかく旧佐屋の時代に駅前開発の目的で購入した土地もでございます。付近の方々は、もし使わなければ、せめて駐車場にでもしたらということも言われたり、あそこのマンションの土地を売ってしまったらとか、いろいろ意見を聞いておりますので、この12月末の結果を待たせていただきます。今後とも、また永和駅周辺発展のために、永和学区の議員ともども努力をさせていただきたいと思っております。

それから随意の方でございますが、一般と随意契約につきましては、いろいろな点、また多くの住民の方からいろいろ御指摘をいただいておりますので、これもさせていただきましたが、随意の方が安い場合とかいろいろございますが、今いろんな面で改良をしていってくださるということもお聞きをいたしました。

それから自主防災の方は、今の御答弁で現在157組織と認識してよろしいでしょうか。

あと、愛西市にあと16組織で170余りが一日も早くでき、そして防災に備え、訓練がされることを願っておりますが、まだそこら辺は、部長、難しいでしょうか。未組織のところは説得が難しいというのか、各議員もおいでだと思うんですが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

それぞれ御地元の総代の方、そしてここにお見えの議員の方もお見えでございます。石崎議員が御指摘のように、一日も早く全域につくりたいということは私ども願っておりますので、なお一層の努力を重ねたいという考えを持っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

それから消火栓、防火水槽の件でございますが、今までは防火用水がどれだけできているかということでまいりましたが、ここに来て飲料水の方は大丈夫なんだろうかということが思われましたので、それで同じ南部水道に加盟しております弥富市では、飲料水も消火も兼用ができるという耐震性の貯水槽を既にもう6基備えられて、旧十四山にも備えられるということで、何しろ飲み水がなければいけないということがありましたので、もし今後、防火用水でもという計画があればいいのであれば、まだ充足数には達してないので、そこら辺をこの耐震性の貯水槽をということで思っております。特に旧佐織とか旧八開の方はいいのかなあということで思っ

おりますが、いかがでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

今御質問をいただきました弥富市にありますものは、確かに飲料水兼用の耐震性貯水槽ということでございます。これは水道管との接続をすることによって、水の循環がさせられます。ですから、そのまま飲料水として利用することが可能であるものでございます。

現在の愛西市におきましては、実は市内に地下式の耐震性貯水槽、防火水槽の一種でございますが、これが地下式耐震性の貯水槽としましては32基ございます。防火水槽としては 350ほどの防火水槽がございまして、この中で耐震性として建設をしたものが32基ございます。これを今14基ございまして過機で対応していきたいと。それと、先ほど申し上げましたような趣旨のこともやり、また水道の方でもP Cタンクが耐震性のものでできておりますし、これも佐織に2基、八開に1基たしかあろうかと思っております。その辺を踏まえて、検討課題としては防災担当としては認識はしておりますけど、現時点での建設までの予定には組み入れておりませんので、よろしく願いいたします。

#### ○27番（石崎たか子君）

一応、飲料水の確保ということでお聞きいたしましたけど、どんな形で災害は来るかわかりません。今後とも耐震性ということの貯水槽を研究課題にしていきたいと思います。

それから、旧町村の行政区の統一ということでございますが、これについては昨年度の総代から、平成18年度では無理であるが、平成19年度には 1,495軒ある大井町は二つになるというようなことを聞いたわけでございますが、合併して1年半が過ぎます。日に日に住民からの不満の声が聞こえますが、200軒以上ある団体の組合長から、総代からは何も聞いていなかったものでふるさと事業の申請をしたら、買う前に見積もりを出さなかった、日にちが過ぎているものはだめと言われ、がっかりしておいでだったんですが、後では善処していただいたようでございます。私の団地も700軒近く、その自治会長から、毎年かわる総代からの説明よりも、総代会に出席して自分自身で説明を聞きたいとしみじみ言われました。700軒を背負われた会長の責任の強さを痛感しております。市長のお考えを再度聞かせてください。

#### ○市長（八木忠男君）

石崎議員の御質問にお答えをいたしますが、今の総代会の点につきましては、最初に総務部長の方が推移は説明をさせていただきました。今御指摘いただいた大井の中が半分になるという前総代のお話ということは、考え方でそうおっしゃったのか、今総代会の連絡会で進めただくのは、行政区をできるだけ一つで進むという基本的な考え方でありまして、旧佐織の場合は、その行政区を幾つにも割っていたという状況が、いい悪いは別としまして、今、市の進め方の中では行政区を一つにという考え方をお願いをしているわけでありまして、ですから、例えば大井の総代から、幾つに分かれていたかちょっとわかりませんが、例えばその後が五つに分かれていけば、その連携を密にさせていただいて、流れをスムーズに、あるいは説明の機会も持っていただきながら報告をしていただけたら、今までそうでなかった特に佐織地区でもそうしたことが大変重要ではなかろうかと思っているわけでありまして、いずれにしても、

それぞれ4地区が違っておりましたので、総代制、駐在員制は別にしまして、一つにするべく、総代の代表の皆さんで連絡会を持っていただいて、幾度となく協議をしておっていただきます。これも早く1本にするべく努力をしておりますので、しばらく時間をいただきたいと思っております。

#### ○27番（石崎たか子君）

ありがとうございました。

名称の統一も言ってきたわけでごさいます、これも先ほど言われた調整会議において、その素案ができ、もう1年半近くたっておるわけでごさいますので、本当はこれは合併時に全部やっつていなきゃいけないということで、住民の不信を買っているわけでごさいます。ぜひ市長の今後の英断をお願いする次第でごさいます。

本庁建設にいたしましては、先日も佐織の方へ参りました折に、2階を見ましたら大講堂があったわけでごさいます。だから、本庁舎を前は建ててほしいというようなことで申し上げましたが、それよりも今できることからという感じで、八開の一部でもいいです。こちらの佐織へ移すとか、2庁舎でまずやるとか、そして先日公民館の東に確保されました駐車場のあたりも活用しながらというか、何かももっともっとやらなければ、どんどんどん愛西市は落ち込んでまいりますので、その辺も市長のお考えというか、機構改革のうちでごさいますが、お尋ねをしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

お答えをいたします。

御指摘いただきました点も、合併協の中で新庁舎はまずは建設しないで進むという決定がなされてきているわけでありまして。現在までの1年と数ヵ月の間、皆様方の目にはそれぞれ状況を御判断していただいていると思うのでありますが、今の状況をすぐ御指摘いただいたような状況にはまいらないということも現実痛感をしているわけでありまして、職員の意識改革もあわせてであります。機構改革、定員削減なども考慮しながら、よりよい、少しでもそうした考え方を進めたいとは思っているところであります。どうぞ御理解をいただいて、私どもは住民の皆さんに不便をかけないということが一番思っているわけでありまして、そんな中でも、私が各庁舎へ出向く折にも愛西市の公用車にすれ違うわけでありまして、それだけロスがあるかもしれません。しかし、現実そうした状況で、少しでもむだをなくすべく進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

職員の意識改革についても、これは御質問ではありませんが同じでありまして、幾度と私は伝えているわけでありまして。例えば今般の一般質問の答弁の中で、きのうも私ちょっと残しまして、ある課へ聞きました。そうしたら、それは消防署ですと、こういう返事です。残念でした。すぐ3人担当を呼んで、強く意見を言いました。防災に係ること、御質問の内容もそうありますが、すべてが市職員全体のものでありまして、それが水道であれ、消防署であれ、総務であれ、あるいは福祉であれ、すべてであります。そうした指導力不足をまたまたきのう痛感したわけでありまして、今後もそうしたことをみずから言い聞かせながら努力をしてまい

りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

**○27番（石崎たか子君）**

ありがとうございます。

職員に対してよく私の思っていること、言いにくいことを言っていただきましたが、本当です。私はこの受け持ちじゃないとか、だれにこれを言えばいいのかなという、いろんな住民の方のお悩みなんかも困ることがあります。もっと一致団結してやっていただくことも、ここでもお願いしておきます。

先日の機構改革、財政改革の中で、中日新聞の社説にもありました「地方財政改革、ゼロベースでの覚悟で」ということで、予算項目すべてを例外なく白紙に戻し、必要な予算と必要性、緊急性の薄れた予算を見きわめ、改めてゼロから積み上げることによってむだを省く予算編成方式も、この困窮なときにはより必要な気がいたします。それを読んだとき、今どうしても既得権の一括した補助金、あるいはそういうものを洗い直す必要もあるということも私は痛感しております。例えば道路の舗装、側溝施工は人の家の前を最優先にされ、人家のないところなどは後回しにして、あくまで住民の立場で行政に当たられることを願うわけでございます。道路舗装一つをとっても、田んぼの真ん中に6メートル道路をL字溝で立ち上げて工事がしてあるところを、4月の選挙で選挙区内を回った折、見かけました。そこでちょっと胸が詰まったわけでございますが、市当局の方でも何もかも総代からと責任転嫁のように言わないで、当局でも正しく住民を平等に見ていただきたいと思うわけでございます。

市道3・4号線が数日のうちに舗装施工されたわけでございますが、下水工事の後で、振動などで何年間住民から苦情を聞いていたことでしょうか。こんな場所が愛西市にはまだ多くあるかと思えます。そこで、市道3・4号線は見事に舗装工事をしていただいたわけでございますが、それから佐屋大橋の西、信号二つの横断歩道の白線まで工事の後の車が消していった部分、少し職員にも申し上げたんですが、きょうも通ってくるときにまだ直っていない状態でした。半月以上たっております。この責任は業者だと思んですが、大きな業者であっても、やはり後片づけもきちんとしていただきたいと思えますが、この点いかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

わかりました。早急に現場を見させていただきまして、何らかの対応をさせていただきたいと思えます。

**○27番（石崎たか子君）**

ありがとうございます。

うまく部長の方に通じてなかったかと思えますが、職員にちょうど永和台でお会いした折に申し上げたわけでございます。よろしくお願いいたします。

あと払い下げの方も、これからこれもどれぐらい費用がかかるのか、補修というのか、耐震で困るかと思えますが、住民にとっては福祉会館の方は老人だけでございますので、全体の人の利用できるということならば、お風呂も広うございます。もしこれを進めていただいたら、愛西市のシンボルというのか、そんなものになるかと思えます。ぜひ、これも何とか払い下げ

を受けられるよう御努力をお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、27番・石崎たか子議員の質問をこれで終わります。

ここで10分ほど休憩をとります。再開は11時ちょうどにいたします。

午前10時48分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開させていただきます。

次に、通告順位3番、14番・小沢照子議員の質問を許します。

○14番（小沢照子君）

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして環境保全型農業推進への取り組みについてと、学童保育実施の今後の計画を明確にの2点につきまして質問をさせていただきます。

最初に、環境保全型農業推進への取り組みで、農地・水・環境保全向上対策の実施についてでございます。

さきの通常国会で、農業の担い手に対する経営安定のための交付金法などの農政改革関連三法が成立し、来年4月から施行されることになりました。今回の法制化は、これまで全農家を対象に農産物の品目ごとに支給されてきた価格保障制度を抜本的に改め、対象者を担い手に絞り込み、経営全体に着目した品目横断的経営安定対策がその軸となりますが、あわせて実施される農地・水・環境保全向上対策は、経営安定対策と車の両輪をなすものでございます。本対策は、環境問題に対する国民の関心が高まり、農業生産全体のあり方を環境保全を重視したものに転換していくことが求められている中での施策で、地域において農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域住民を初めとする多様な主体の参画を得て、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と農業者ぐるみでの先進的な営農活動を総合的・一体的に実施する活動を支援するもので、地域振興対策として位置づけられております。この対策の実施期間は平成19年度から23年度までの5年間となっておりますが、実効性のあるものとするためには、それぞれの地域での具体的な取り組みが重要と考えます。そこで、この制度の周知の方法、支援の仕組み、支援の要件、共同活動の内容、支援水準、本市独自の活用等についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、学童保育実施の今後の計画を明確にでございます。

学童保育実施の必要性は改めて申し上げるまでもなく、毎回の定例議会におきまして質問・答弁が繰り返されてきた懸案の事項でございます。

最近、未実施学区の北河田小学校の若いお母さん方を中心に、住民の方による主に来年4月からの実施要求を内容とする署名活動が行われております。小さなお子さんを養育しながらまだまだ残暑厳しい中での署名活動は、大変なエネルギーが要ることでございます。愛西市内大半の小学校区で実施されている学童保育が未実施の学区では、多くの署名を集めなければ実施

できないのでしょうか。私は疑問に思いますが、市長はどのようにお考えでしょうか。市長の今期の任期は3年を切りました。任期中に実施、あるいは実施予定であれば、もうここで明確な時期を示すべきではないでしょうか。

それぞれの家庭にはいろんな事情がございます。社会の経済状況を見ますと、家庭でも計画や予定をしっかり立てて、堅実な生活をしなくてはなりません。学童保育の実施・未実施で予定や計画も変わってまいります。学童保育実施予定計画をお聞かせください。あわせて、実施順番の基準となるもの、また空き教室や施設等の活用条件、市有地の活用等についてもお伺いをしたいと思います。

以上大きな2点、前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは環境保全型農業推進への取り組みについてと題して御質問の件でお答えをさせていただきます。

御質問の内容、周知の方法、支援の仕組み、支援の要件、共同活動の内容、支援水準、本市独自の活用ということで6点にわたって御質問かと思いますが、まずその第1点目、制度の周知の方法といたしましては、地域の農地や水路の状況を総合的に把握をしておみえになる実行組合長に事業の趣旨をお知らせしまして、活動組織の立ち上げや共同活動の取り組みについてお願いをいたしました。また、各地区の土地改良区や集団営農組合の役員の方にも、海部農林水産事務所の方から周知がされております。この件につきましては、9月5日付をもって申し込みを一度締め切らせていただいたわけですが、再度御協議、御検討をいただくという時間が欲しいというような声も伺いましたので、9月8日付をもって再度実行組合長あて、要望があれば総代、それから土地改良区の役員と御協議の上、10月5日までにお申し込みをいただくというような文書を現在出させていただいております。

2点目の支援の仕組みでございますが、これは共同活動への支援と営農活動への支援に分かれております。まず共同活動への支援につきましては、農地や水等を守り、質を高める効果の高い共同活動に対して、農業振興地域に指定されている農用地の面積に応じて支援がされるというものでございます。営農活動の支援につきましては、共同活動を実施している地区の農家が地域の環境保全に向けた先進的な営農活動をされる場合に、作物に対して支援がされるものでございます。

次に、3点目の支援の要件についてでございますが、これは農業者以外のものを含めた活動組織をつくる、いわゆる非農家の方も入っていただいといた組織づくりを要件にいたしておりまして、規約、そして生産・環境資源の保全向上を図る共同活動計画を作成していただきまして、市と協定を結んでいただくというものになっております。

共同活動の内容については、基礎部分として農地や排水路、それからパイプライン、農道の点検や草刈り、泥上げなどの活動、誘導部分といたしまして生産資源の向上活動、それから環境資源の向上活動を行うという形になっております。その活動の内容につきましては、地区の中でお話し合いをしていただくと決めていただくというような形になっております。

5点目の支援の水準についてでございますが、活動区域のうち農振農用地10アール（1反）で、田で4,400円、畑で2,800円が活動組織の方へ交付をされるというようなことになっております。

最後6点目の本市独自の活用はというお尋ねでございますが、各地区で独自性を発揮していただきましてお願いをしたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

小沢議員の質問にお答えいたします。学童保育実施の今後の計画を明確にということであります。

御指摘いただいた点は、御案内のように幾度となく御質問もいただいてまいっております。私は選挙公約で、任期中に何とか未実施のところを埋めたいということも申し上げてまいったところでありまして、そうしたことを踏まえ、まずはなかった八開地区の開治小学校の東側ということで、支援センターの建設をお願いしたところであります。今後の計画はという、具体的にどこを順番ということは持ってございません。条件の整ったところからという考えでありますし、任期中には、これも御質問いただきました建設、あるいはめどを立てるべく、実現に向けて努力をしたいと思っております。

北河田学区の要望の陳情の署名の件につきましても、1週間ほど前に3名の代表の方とお会いしました。お手紙もいただきました。9月か10月に届けるというお話も聞いているわけでありまして、旧佐織時代には西川端学区の皆さんからもそうした署名の文書もいただいております。そんなことで、未実施のところがないようにという考え方で今後も進めていきますし、担当とも小学校の敷地内、あるいは空き教室、あるいは近隣の状況なども説明を受けているところでありまして、この9月28日に国からの放課後子どもプランという施策が示されました。これは新しい形で、今まで厚生労働省の方でこうした内容は進めておったわけですが、各市町村において教育委員会が主導して、福祉部局との連携のもとに地域子ども教室推進事業（文部科学省）と放課後児童健全育成事業（厚生労働省）を一体的、あるいは連携して実施する放課後子どもプラン（仮称）を創設するというような内容でありまして、この両担当、教育委員会と厚生部局の担当者レベルでの説明会が持たれるようであります。そんな国の動向も見させていただきながら、今後少しでも早くという考え方で、未実施地区の学童保育の実現に向けては進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○14番（小沢照子君）

それでは、環境保全型農業推進への取り組みの方でございますが、先ほど御答弁いただきました中で共同活動の内容でございます。これは地区の中で決めるということでございますが、この点は特に地域ぐるみ、非農家の皆さんも巻き込んでの共同活動のようでございますので、もう少し詳しく教えていただきたいと思っております。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず共同活動の関係についてお尋ねでございますが、基礎部分という表現を私はさせていただいたんですが、例えば道を直していただくとか、水路の江ざらえ、それから草刈りをしてい

ただ、それからそういった維持保全活動の年間計画を立てるといったものについては、すべて取り組みをいただくというものです。

それから、誘導部分というような表現をして御説明をさせていただきましたが、まず生産資源向上の活動ということになりますと、例えばパイプライン等が少し傷んできたのでその維持修繕をしていくとか、それからそういったいわゆる補修・保全のいろんな役割、取り決めを決めるといった会議、それから破損部分の補修とか、それから水路等にゲートがあれば、ゲート等の管理をどういうふうにするかといった作業については、そういった部分の6割以上を計画の中に取り組みで実施をしていただくというものです。

それから、環境資源向上という活動部分があるわけなんですけど、これにつきましては、例えば水路沿いに花を植えていただくとか、それから水路とか、ちょっとした小河川等に生き物がおれば、そういった生き物についてはどういった生き物が生育しているんだとかいった調査。それから、地域全体で取り組んでいただきますので、100%取り組んでいただくのが一番いいわけですが、まだ地域すべてが入ってみえない場合は、入ってみえない方へ御一緒に活動していただいではどうでしょうかといった、いわゆる啓発普及活動といったもののテーマが幾つかございますが、一つのテーマを重点に上げていただいて、実際に計画に上げ、取り組んでいただくことが必要だというのが、共同活動の一つの例として先ほど事例を挙げて説明させていただきましたが、そういったものが共同活動ということでございます。よろしくお願ひします。

#### ○14番（小沢照子君）

そういたしますと、この共同活動計画はだれが立てるのでしょうか。どういう位置で立てるのでしょうか。それから、今おっしゃった啓発普及活動はだれがするのでしょうか。それから、これは予算的に、例えば100万の事業としますと、市としては4分の1ですと25万とか、1,000万ですと250万でこの事業ができるわけでございますが、これの上限はございますか、教えていただきたいと思ひます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

どこで計画を立てるかといった御質問でございましたが、計画については取り組んでいただく地域でお話をさせていただいて、実施計画を立てていただくという形になります。

それから、どこでだれがというような計画のお話もございましたが、役割分担を決めていただいて、あなた方はどんなような作業を重点にやっていただくというような、とにかくお話し合いをして役割分担を決めていただいて、地域全体として、この題目のように農地・水・環境が保全向上するような施策につなげていただければいいのではないかというふうに思っております。

それから、普及活動はだれがするんですかということですが、先ほどの御答弁とダブることがあるかも知れませんが、例えば一つの例ですけれども、あなたと、あなたと、あなたについては普及活動を重点的にやってください。こちらのAさん、Bさん、Cさんは水路の江ざらえとか草刈りをやってくださいとか、そういった役割分担を決めていただければ、おのずとや

る方が決まってくるというふうに思います。

それから、事業費の関係でお尋ねでございましたが、先ほども当初の答弁でお答えをさせていただきましたように、農用農振地域、いわゆる青地と通常言うておりますが、取り組んでいただく区域の中にどれだけ農振農用地の面積があるかということを見させていただいて、それに対して一つ、田んぼですと国が 2,200円、県が 1,100円、市町村が 1,100円、合わせて 4,400円という形で御通知を申し上げましたが、農振農用地の面積10アール当たり先ほどの数字を掛けていただきますと、当然、補助の事業費額が確定をいたします。

上限という話なんです、その地区に農振農用地の面積がどれだけあるかというのが、その地域の補助金額の上限になるかと思えます。

#### ○14番（小沢照子君）

ただいま役割分担というお話がございました。例えば私がこの共同活動計画に参加したいと思うときに、この制度・施策を知らなければ申し込みができないということですね。その周知はどのようになさるんですか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

まず、この施策の取り組みについては、農業関係者の方がこれに取り組むというお考えがないことには成り立っていきませんので、それで実行組合長の方へお話を申し上げ、地域で取り組んでいただくということで、先ほども話しましたように土地改良の役員とか総代の方と十分御協議をいただいた上で取り組みをいただきたいと思えます。議員おっしゃいましたように、私が知らなければかわれませぬわねとおっしゃったとおりではございますが、まず農業関係者の方の農地といったものをどういう形で保全していくか。じゃあみんな、地域ぐるみでやっっていこう。例えば一つの例ですが、高齢者化してしまって、なかなかたくさん農地をお年寄り1人、もしくは2人の方で草刈り等、水路の江ざらえ等なかなかできないという今状況下にあるわけなんです、これは私の一考えでありますけれども、そういった状況下にある中で何とか力になれる方が地域の中であれば、いわゆる農地そのものは、私たちが口にする食糧をつくるという働きだけじゃなくて、防災的な要件も兼ね備えておりますので、地域一帯で取り組んでいくということが重要ではないかということで、こういう施策が私は出されたと思っております。だから、地域の農家の方で何とか皆さん方にお手伝いをいただいて、私たちの地域の農地といったものを良好な状態で保全をしていく。だから、非農家の方々についても、どうだろうか、ひとつお助けをいただいて、一緒に取り組みができないだろうかというようなお声をかけていただいて、私どもとしては御返事がいただけるのではないかなというふうに思っておるわけでございます。よろしく願いいたします。

#### ○14番（小沢照子君）

それでは、お声がかからなかった場合はやれないということでございますね。じゃあ行政の方でできるだけ実行組合長、あるいは総代にお話をさせていただくときに、そういう啓発、あるいは普及活動の点もしっかりお話をいただきたいと思えます。

それから、市独自の活動・活用でございますが、例えば年に1回、ごみゼロ運動の活動がご

ございますね。これは衛生ですね。これは年間約70万円ぐらい出ていますかね、予算が。これはいかがでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

大変お厳しい御意見をいただいたわけなんです、声がかからないとやれないんですねとおっしゃったんですが、こういった施策が今あるということをお存じの方であれば、先ほども申し上げましたように、実行組合長の方へは御案内を申し上げ、会合等で御説明をさせていただいております。議員、それからほかの一般の方もそうですが、お知りになった方で、いいことだからこの地区として取り組んだらどうですかと、お知りの方があれば、そういったお声をかけ合って取り組んでいただくと、私どもとしてはありがたいというふうには思っておりますので、その辺だけはちょっと誤解のないようお願いを申し上げたいと思って申し添えをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

ごみゼロ運動については、また別の活動となると考えております。今まで旧佐屋町で、また旧佐織町、また旧八開村でもそれぞれ取り組まれておりましたものを、愛西市になりまして改めてごみゼロ運動として全域で取り組んでいく考え方でおりますので、その趣旨に基づいて予算化をいたしております。環境保全型農業推進という関係とは少し違うと考えております。

**○14番（小沢照子君）**

私の地域は西川端学区でございます。ごみゼロ運動のときに田んぼのあぜ道、用水の除草とごみ拾いをやっておりますので、今回のこれに該当するのではないかと思われましたのでお尋ねをいたしました。

先ほど経済建設部長の御答弁でございますが、そういたしますと、私はこの9月議会において一般質問として通告書を出させていただきました。まさにこれは皆さんに周知して、知っていただくことが大切ではないかと。このままでいけば一部の方しか御存じなく、この制度が過ぎていくのではないかと思われましたので、一般質問として通告書を出させていただき、今お聞きしているわけでございますので、これはメリットのある5年間という年月もありますので、市といたしましてもメリットのある施策でございますので、ぜひともしっかり取り組んでいただいで進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2点目の学童保育の件でございます。これは何度も何度も同じような答弁になっておりますけれども、先ほど壇上でも申し上げました日中の暑い中の署名活動、小さなお子さんの手を引いての署名活動、また年配の方も、「署名を集めんと学童やってくれんそうで、手伝っています」というようなことをおっしゃいます。この点、市長はどのようにお考えでしょうか。もう一度、市長はこの署名活動をどのようにとらえておられるか、お願いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

お答えいたします。

これはもう十二分に理解しているつもりでありますし、家族の皆さんでそうした御心配もしていただいていること、過去特に佐織地区は児童館も遅うございましたので、幾度となく聞いて

てきておりまして、同じ答えになるかもしれませんが、住民市民のそうしたお子さんをお持ちの親さんの気持ちは十二分に承知をしているつもりでございます。

**○14番（小沢照子君）**

先ほどの御答弁にも、条件が整ったところからとございました。その条件というのはどのような条件かを今回伺っているんですけど、お願いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

これも少し御説明いたしましたけれども、学校の敷地内、あるいは土地の活用のその地区地区の様子などもあわせてであります、特に場所が一番でございます。これは学校の空き教室も踏まえての話でございます。そうしたことで、先ほど申し上げました放課後子どもプランは、今までとはちょっと違った、学校も一緒になってということでもありますので、文部科学省、あるいは教育委員会のとらえ方も相当変わってくるのではなかろうかという判断をしているわけでございます。

**○14番（小沢照子君）**

そういたしますと、署名をたくさん集めたから実施・未実施、今開治を除きますとあと3小学校区でございますが、たくさん集めたから実施が早くなるとか、実施が可能になるとか、そういうことではございませんね。

**○市長（八木忠男君）**

当然そういうことではございません。先ほども3人の御父兄の保護者の方にもその旨は伝えました。

**○14番（小沢照子君）**

今お伝えくださったということですが、私はそれを本当に伝えていただきたいんです。署名活動が過熱してまいりますので、署名がたくさん集まったからどうのこうのではないということをはっきりと伝えていただきたいんです。署名を持っていきますのでよろしくお願ひしますと市長に申しました。そうしたら、持ってきてください、受け付けますと。拒否しません、受け付けますという意味だと思っておりますけれども、はい持ってきてくださいというお返事だったそうですけれども、そういうときに、今おっしゃったような署名で動向は変わるということではないことをお伝えいただきたいと思っております。

それから、ただいま市長の方から放課後子どもプランにつきましては、政府がこの6月の新しい少子化対策として打ち出した放課後子どもプランで、今おっしゃっていただきました小学校内に居場所をつくる。安全な遊び場所をつくる。どうしても両親共働き等で学童保育をお願いしなければいけない方以外の子供さんの居場所づくり。学童は厚労省でございますけれども、これは文科省の地域こども教室として施策が打ち出されたわけでございますが、北河田小学校には空き教室が私はあると聞いたんですけど、ございませんか。

**○教育部長（八木富夫君）**

現在、学級数に対してそれぞれ空き教室という部分ではございませんが、当然長い年月が過ぎておりますので、転用をいたしております。当然のごとく、教育課程や指導方法などの改定

によりまして、生活科室ですとか、コンピューター教室ですとか、それぞれ推移してきておりますので、現在、おっしゃられるような教室として使っていないような部屋につきましては、教材備品室といった部屋は2教室ございます。以上です。

**○14番（小沢照子君）**

学童保育は全国約1万5,000カ所以上あるということで、その半数以上が学校の空き教室を使っている学童であるそうでございます。お母さん方も児童館建設には本当に大きな予算がかかることは御存じですので、児童館というよりも空き教室を活用して学童をやっていただきたい。これは先ほど市長の御答弁の中にありました放課後子どもプランもこういう形になるのではないかと予想されておりますけれども、その空き教室を使っている学童で北河田小学校はできるのではないかと思います。

と申しますのは、ここまで申し上げたくなかったんですけれども、市長が明確に計画を立てて示していただけませんので申し上げますが、北河田小学校に学童に活用できる教室があるとお母さん方が思われて、この教室ならいいなということで、PTAの代表の方が学校側をお願いをされたそうです。そういたしましたら、学校側の回答としましては、お聞きになっていますかね。空き教室があるなしにかかわらず、教育委員会の方で実施をせよと言われればやりますと。空き教室があるなしにかかわらず、教育委員会で実施をしないということであればしませんと、そういう回答が来たそうです。この点について、どのようにお考えですか。

**○市長（八木忠男君）**

今の御発言、北河田の校長が聞いたのか、教頭が聞いたのか、あるいは父兄はどなただったのか確認をさせていただきます。そして、そういう教育委員会の御指摘がありました。ですから、先ほど申し上げましたように、今般、文部科学省が入って連携してということで説明会を開くということでありまして、その動向もあわせて見せていただきながら、今まではやはり教育委員会と課の担当レベルでの考え方がそのようなとらえ方をしていたと思うのでありますので、十二分にそうした連携内容も踏まえて、先ほどの件につきましては確認をさせていただいて、またお答えをさせていただきます。

**○14番（小沢照子君）**

このような大事なことを連携がとれてないのが不思議でございますが、本年6月に打ち出されました放課後子どもプランの実施に向けてと学童保育は違いますので、学童保育は、もうすぐに北河田小学校で使用可能な教室を使っていたら、来年4月から実施していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

御意見として承っておきますし、先ほどとこれは同じ答えになりますが、保護者の方にもお伝えをしてございますので、議員の御意見として十二分に承っておきます。

**○14番（小沢照子君）**

保護者の方がもうせっぱ詰まって、どうしようもなく大変な中を署名活動しておられるんですよ。ですので、予定計画というのは立てられるのではないですか、総合計画の件もあります

し。予定として立てられないんですか。もうこの時期、もう何回も何回も本当に時間を費やしておりますので、予定として計画を立てていただきたいと思うんです。そして、保護者の方にそれを示していただくと、それまでの間は、じゃあおじいちゃん、おばあちゃんにお願いしようとか、親戚にお願いするとか、いろんな方策を立てると思うんですね。もう4月から働かなきゃいけないけれども、方策が立つと思うんです。その予定がわからないからどうしようどうしようで不安になって、もうせっぱ詰まって署名活動を行っているわけです。予定が立てられないんですか。

**○市長（八木忠男君）**

これも冒頭申し上げました。あと2年半の任期のうちには、私の公約でありますのでそうした考え方で建設に向けて、あるいは学童保育に向けてはさせていただきますけれども、どこが1番、どこが3番というとならえ方は今してございませんし、進めて極力努力をするということでございます。

**○14番（小沢照子君）**

今、大変な少子化でございます。この件は地域格差でもあります。本当に保護者の皆様の気持ちを考えていただいて、できるだけ早期に予定を立てていただきたいと思います。

最後に一つだけ、いつまでに予定を立てていただくかお聞きして、終わりにいたしたいと思っております。お願いいたします。

**○市長（八木忠男君）**

同じ答えで申しわけありません。実現に向けて努力を早期にさせていただきます。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、14番・小沢照子議員の質問を終わります。

次に、通告順位4番の1番・前田芙美子議員の質問を許します。

**○1番（前田芙美子君）**

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

その前に、一言失礼いたします。

4月に愛西市議会議員の選挙があり、初当選させていただいてから4ヶ月がたちました。何もわからない私を一つ一つ親切に御指導くださった皆様に心よりお礼申し上げます。今もなお一つの新しい言葉を耳にすると、それは何ですかと尋ねてお話の腰を折ってしまうことも多々あります。申しわけないと思いつつも、何でも吸収しようと耳をダンボにして皆様のお話を聞いております。これからも前田芙美子の「それは何ですか」の問いに面倒がらずにお答えくださいますよう、よろしく願いいたします。

それでは、質問を始めさせていただきます。

まず一つ目は、国より少子化対策の重点的な推進計画として1999年に策定され、2000年度から2004年度までの5年間で取り組むべき具体的な内容と目標数値が示されている新エンゼルプランについてお尋ねいたします。

新エンゼルプランとは、緊急に整備することを求められている多様な保育サービスについて

目標値を設定し、計画的な推進を図ることを目的とし、低年齢児受け入れ枠の拡大、延長保育の促進、一時保育の促進など、緊急性の高いと見られる保育サービスの目標達成を目指すものです。実際には、このプランの実施期間は4町村合併以前で、おのおのの町村が各自に取り組みましたと思いますが、愛西市となり、愛西市として全体的に見た場合、評価はいかがでしょうか。また、さらに推進、改良、改善する予定はありますでしょうか。

次に二つ目でございます。愛西市には市民病院や、それに準ずる総合病院がありません。市民病院などの設置のお考えはいかがでしょうか。今すぐはベッド数の問題などで無理だと思えますが、愛西市民は夜間や緊急時には近隣の総合病院に頼らなければならない機会がふえると思われまます。愛西市民の健康管理についてどのような配慮がなされているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは御答弁させていただきます。

この新エンゼルプランにつきましては、平成12年から16年度までの実施状況についての御質問でございますが、愛西市内には公立保育園が4園、私立保育園が10園ございます。保育園は保育サービスの中核であるとともに、多様化するニーズへの柔軟な対応が求められております。また、保育園は身近な施設であり、広く地域の子供たちのために、地域活動や子育て家庭への支援機能を担うことが期待されております。

こうした中、市内の公立保育園においても、低年齢児、すなわちゼロ・1歳児の定員は各園で20人でございますが、8月1日現在では佐屋中央保育園11人、佐屋北保育園9人、永和保育園11人、佐織保育園9人となっております。また、延長保育につきましても、午前7時30分から午後6時30分まで希望される方の保育を実施しているという状況でございます。私立保育園につきましても、延長保育を3園で実施しており、次年度からは新たに延長保育を実施する保育園も予定されております。今後も住民ニーズへの柔軟な対応ができるよう、園とも相談しながら保育サービスの充実に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から愛西市民病院や、それに準ずる総合病院をとということでの御答弁をさせていただきます。

議員におかれましては既に御存じでございますが、当愛西市は海部津島医療圏という箇所にも所属しておるわけでございます。この平成18年3月31日公示の基準病床数は1,650床でございます。既に病床数は、ちょっと古い数字になりますが、平成17年10月1日現在で1,965床ございます。したがって、差し引き315床多いような状況になっておるのが本市の置かれておる立場でございます。

そんな中で、また夜間の、また救急にというお話でございますが、これにつきましては、第1次救急医療体制としては、内科、小児科の休日における救急医療体制は海部地区休日診療所に対応し、外科については在宅当番医制という形で対応をしておるのが現状でございます。第2次救急医療体制としては、海部津島医療圏においては海部津島広域2次救急医療圏という体

制が組まれておるわけでございます。重症患者を第2次救急医療圏で対応しておるわけでございます。その病院はと申しますと、津島市民病院、尾陽病院、海南病院と公的な3病院で収容がされておるわけでございます。第3次救急医療体制として、重篤な患者につきましては、海部津島医療圏外の救急センターということで名古屋第一赤十字病院等へ輸送いたしておるのが現状でございます。

現在の救急体制については、この海部津島医療圏での保健医療計画の中では基準病床数も満たされておるような状況でございます。第2次病院の増員、増床は盛り込まれていないのが現状でございます。受け入れ体制に不足を生じていないため、今後も市民の要望する市民病院、またそれに準ずる総合病院は非常に難しい段階にあると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

### ○消防長（古川一己君）

引き続き御説明を申し上げます。

まず、当直医制度の案内でございますけれども、現在は市の広報紙、それと私どもの消防署の方のテレホンサービスで当直医の案内をさせていただいております。現在、当直医は1日平均8件ほどの問い合わせがありまして、それぞれ御案内をさせていただいているわけでございます。

また、救急業務の関係でございますけれども、これにつきましては、救急業務の高度化に対応するために、各2次医療機関のドクターから直接指示がいただけるよう、各ドクターにも電話を持っていただき、救急隊員に直接指示をいただき、それによって救急隊員が処置をするというような体制をとっておりまして、そのための救急救命率の向上に取り組んでいるわけでございます。

なお、17年の救急でお世話になった医療機関でございます。海南病院が約52%、津島市民病院が35%、それと尾西病院、六輪病院、名古屋第一赤、この3病院で約8%という数値になっております。なお、この名古屋第一赤病院、また一つ3次病院で掖済会病院につきましては、救急業務の連携によるというような契約も交わしてございます。

なお、今回、重篤な患者、なおかつ救助が必要な患者ということで、どうしても現場処置、救助活動と医療行為を並行して行った方がいいという場合には、愛知県のドクターヘリ、これは直接ドクターが現場へヘリコプターで来ていただける制度でございますけれども、その活用をしております。特にこの18年に入りましては、既に10件要請をしております。また、この地区の2次病院の3病院と海部津島医師会、それぞれ私ども5消防本部によりまして救急業務連絡協議会というのを設置いたしまして、救急隊員の教育、または養成、今後の救急医療に対して検討を重ねて取り組んでいる現状でございます。以上でございます。

### ○1番（前田芙美子君）

ありがとうございました。本当によくわかりました。

一つ、今の御答弁の中で訂正させていただきたいんですが、海部津島医療圏とおっしゃいましたけど、今現在は津島が抜けて海部医療圏だそうです。津島市は去年外れて、愛西市と弥富

市と残りの海部郡です。それで、津島市が抜けてもこれだけオーバーしているのかと思って、びっくりいたしました。実際にオーバーしているんだそうです。名古屋の方はもう何千床もオーバーしているそうなのですが、でもそういう医療圏というものがある以上、どうしようもないなと思います。

それで、市民病院が簡単にできないことは覚悟しておりますけれど、愛西市民が心身ともに健康に安心して暮らせるためには、夜間に緊急に病院へ行って何時間も待たされることなく、無条件に受け入れてくれる総合病院が絶対必要だと思います。今現在の津島市民病院がその役目を果たしてくれるといいのですけれども。それで、いつかは私の子供、いえ、孫の時代、20年、30年先でもいいですから実現するように願っております。以上でございます。

○議長（佐藤 勇君）

これで、1番・前田芙美子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、昼食の時間にしたいと思います。

なお、先ほどの答弁の中で、市民生活・保健部長、昼の休みじゅうにきちんと調べ上げて、冒頭に訂正するならしてください。お願いいたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、お昼の休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここで、市民生活・保健部長より発言を求められております。御拝聴賜りたいと思います。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは失礼をいたします。

午前の前田議員の御質問についてのお答えの中で、海部津島医療圏のお話をいたしました。これにつきましては、中でお話をいたしましたとおり、公示をされている日付もお話したと思いますが、その数の中には海部津島医療圏という形で記載がされております。本年4月1日から海部津島医療圏が海部医療圏となりました。したがって、数字もそのままでございますが、場所も同じ地区で海部医療圏に4月からなりましたので、非常にわかりにくい御説明をいたしました。まことに申しわけございませんでした。

○議長（佐藤 勇君）

それでは次に移ります。

通告順位5番の6番・榎本雅夫議員の質問を許します。

○6番（榎本雅夫君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

1項目めは住基カードの利活用について、2項目めは市税の収納率向上にコンビニ納税をしてはどうかについて質問をいたします。

1番目は、住基カードの利活用についてお伺いいたします。

平成14年8月に住民基本台帳ネットワークシステムがスタートして、全国共通の本人確認を

可能とする地方公共団体共同システムが構築され、住民の利便性の向上と行政の合理化を目指した電子政府、電子自治体を実現するための基盤が整いつつあります。住基カードは、住民基本台帳法に基づいて、平成15年8月25日から希望する住民に対して市町村から交付されているICカードであります。このカードは高度なセキュリティーの機能を有するカードであり、そのセキュリティーの高さゆえ、民間においても銀行のキャッシュカード、クレジットカード、ETCなどで活用が広がっております。

住基カード交付開始から3年が過ぎまして、全国で91万枚となっており、人口比では、わずか0.7%にとどまっているのが現状であります。しかし、一部の市町村などでは、条例による多目的利用に取り組み、2割を超えているところもあり、住基カードの多機能化が普及のかぎの一つと考えられています。総務省では、このICカードである住基カードの導入に当たって、カード内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域を利用して、それぞれの自治体においてさまざまな住民サービスが可能であるとして、12の例を挙げています。そのうち七つのサービスの概要を紹介いたしますが、1として証明書等自動交付、2.申請書自動作成、3.健康管理情報照会、4.救急活動支援サービス、5.避難者情報サービス、6.公共施設予約サービス、7.図書館サービスであります。全国の自治体で利用可能な標準的システムとして、財団法人の地方自治情報センターにおいてICカード情報システムとして開発いたしまして、希望する市町村に対して原則として無償で提供をしております。そして、今日まで各市町村でさまざまな事務にこれが利用されております。

また、住民基本台帳カード利活用手法等に関する検討会報告書が公表されましたけれども、そこで住基カードの多目的利用を推進している多くの先進事例が紹介されております。この中の一つに、災害時の対応として、新潟県柏崎市では住基カードを利用した災害避難者安否確認システムの独自サービスを行っております。きっかけは、中越地震や水害を受けたことから、災害対策に住基システムを活用できないものかと話し合ったのがきっかけだということです。これは、住基カードにあらかじめ災害時に自分の安否を知らせる相手のメールアドレスを登録しておく、災害時、避難所において住基カードをICリーダー機、カード読み取り機とも言われていますが、この上に1秒から2秒置きますと、登録した人や会社にメール配信されるシステムであります。例えばメール内容は、「榎本は〇〇避難所に何時何分に入所しました」というようなものであります。また、避難所ごとに避難者の人数や男女別等のリスト、対策本部では全避難者のリストや必要な救援物資の内容と数を決められるなど、大きなメリットがあります。万一、通信ネットワークが使えない場合には、データをメールに添付し、携帯電話などで送付も可能となっております。システム自体は簡素で、ノートパソコンとカードリーダー機を各避難所に置き、ネットワークにつなげるだけでコストも安く済みます。本市においても地震がいつ起きてもおかしくない状況にある中、住民の安全・安心を確保するためにも、このような住基カードを活用した行政サービスの提供をしてはどうでしょうか、まず最初にお伺いいたします。

2点目としまして、本市の住基カードの交付状況についてお伺いします。

3点目としまして、現在の本市での取り組みについて、また今後どのようなメリットのある取り組みを考えているのか、お伺いいたします。

2項目めの、市税の収納率向上にコンビニ納税をについて質問をいたします。

少子・高齢化により、税金や保険料などのさまざまな国民負担は徐々にふえ続けております。長引く不況の中で市民の所得は減り続け、子供の学費や生活費のほか、ローンを抱え苦勞している家庭も多く見られます。そういった中、近年、市民のライフスタイルや働き方が多様化する一方であり、共稼ぎは当たり前のような状況で、銀行は土・日休業、現場を離れられない仕事の方は、会社を休まないと納税できない方も見えます。口座振替による納税も進んできておりますが、余裕がなくなると残高不足で引き落としができず、督促状が届くことにもなりかねません。そこで、納付場所の窓口を拡大し、コンビニで納税できれば、さまざまな環境で暮らす市民にとって納税しやすくなると思います。これまで地方税収納事務の委託先については金融機関や郵便局に限られていましたが、平成15年3月に規制緩和の一環として、地方自治法施行令の改正によりまして、住民の利便性の向上からコンビニ納税が可能になりました。

御存じのように、コンビニといえば今や物品を購入する場だけではなく、手数料やATMなどの収納代行や金融機関サービスの場として定着してきております。先ほど言いましたけれども、市民のライフスタイルの変化などによって、金融機関の営業時間内での納税が困難なことにより、お金はあるけれども金融機関などに足を運ぶ時間がない。そのまま納期限を過ぎて滞納になるケースもあるのではないかと思います。このことから、年中無休、24時間営業のコンビニでの納税ができれば、滞納者の減少や収納率の向上にもつながるのではないのでしょうか。

市民サービスの観点から、全国で取り組む自治体がふえてきております。昨年、愛知県では自動車税未納者がコンビニ店で納税できるシステムを導入したところ、納税された件数・金額ともに前年同期に比べて約3割ふえ、土・日や夜間の時間帯の支払いが約4割を占め、県はこのコンビニ納税の効果があらわれたとしています。また、春日井市、知多市も実施しております。隣の津島市も、今年度から軽自動車税、国民健康保険税の納税をコンビニでできるようになりました。

そこで質問いたしますけれども、1点目は各税目別の徴収状況についてお伺いします。

2点目は、滞納状況と収納対策についてお伺いします。

3点目、本市もコンビニでの納税を導入してはどうか、見解をお伺いします。

あとは自席でお尋ねをいたしますので、よろしく願い申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、榎本議員の御質問にお答えを申し上げます。

御質問の中で御説明をいただきました柏崎市の件でございますが、柏崎市におきましては、今、健康履歴サービス、健康相談サービス、施設予約及び申請サービスのほか、総合体育館などが行うスポーツ教室の予約・決済等も行い、また介護情報との連携、介護情報照会サービスなどにあわせまして、今お話がございましたような避難者情報管理サービスを行っております。

この内容につきましては、議員のお述べになったとおりでございます。このサービスを利用することによって、災害時の住民の安否確認ができるほか、避難所の人数やリストが確認でき、非常食などの数が調整できるなど利点は多くあると考えております。この問題につきましては、住基カードの全体的な取り組みの中で考えてまいりたいというふうに思っております。

住基カードのことにつきましては、市民生活・保健部長より御説明申し上げます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは2点目の関係でございます住基カードの交付状況についてでございますが、平成15年度から始まっておりまして、平成15年度は41枚、平成16年度30枚、平成17年度149枚となっております。これを年代別、また男女別でということでございましたので、15年度は20歳代の男性1枚、女性1枚、30歳代の男性が3枚、女性2枚、40歳代の男性が3枚、女性はございませんでした。50歳代の男性で7枚、女性で3枚、60歳代の男性で8枚、女性で5枚、70歳代の男性で4枚、女性で4枚。次に平成16年度になりますが、20歳代の男性はございませんでした。女性で1枚。30歳代の男性が2枚、女性が2枚、40歳代で男性が5枚、女性はございませんでした。50歳代の男性が2枚、女性が2枚、60歳代が男性2枚、女性6枚、70歳代は男性が2枚、女性が4枚、80歳代の男性が1枚、女性が1枚。17年度につきましては、20歳代の男性7枚、女性が4枚、30歳代の男性が11枚、女性が2枚、40歳代の男性が8枚、女性が2枚、50歳代で男性が16枚、女性が8枚、60歳代の男性が20枚、女性が27枚、70歳代の男性が17枚、女性が23枚、80歳代の男性が2枚、女性が1枚、90歳代の男性はございませんでしたが、女性が1枚となっております。

続いて、3点目の現在の取り組み及び今後のメリットのある取り組みとはの御質問でございますが、この住基カードは10年で更新となること、また電子申請の使用は別途費用500円が必要となります。また、カードリーダーも必要ということで、市民への積極的なアピールはいたしておりません。このようなこともあり、現在、県内各自治体の検討会での報告を収集することのみの段階でございます。今後の取り組みにつきましても、近隣市町村での議論を重ねながら、市民及び行政にメリットのある多目的サービスのでき得る住民カード発行の充実に努めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、市税の収納率向上にコンビニ納税をとということの御質問でございます。

3点の御質問でございますが、ちょっとそこの中で徴収状況等がありますので御説明が長くなるかと思いますが、よろしくお願ひをいたします。

まず、各税目別の徴収状況でございますが、平成17年度の各税目別の徴収状況、現年度分の収納率でございます。これにつきまして、個人市民税97.68%、普通徴収のみですと93.72%、法人市民税は99.59%、固定資産税におきましては97.67%、軽自動車税につきましては98.1%、合計97.86%でございます。この税の収納状況は、35市のうち32位という形になっております。

滞納繰越分の収納率につきましては、個人市民税が43.45%、普通徴収のみですと13.06%

でございます。法人市民税は 30.98%、固定資産税につきましては 18.15%、軽自動車税につきましては 28.59%、合計で 31.31%でございます。ただし、この収納率におきましては、昨年の合併時の17年の4・5月分についてが入っておりますので、ここを差し引きますと 14.09%で、県下の35市中26位という形になるものでございます。

滞納状況と収納対策でございますが、滞納状況につきましては、個人市民税で 1,059世帯、1,420人、法人市民税で43社、固定資産税で 708世帯の 752人、軽自動車税で 300世帯の 321人、合計 2,067世帯で 2,493人及び43社でございます。収納対策につきましては、毎日3班集体で戸別訪問の徴収及び毎月3回の夜間徴収を行ってきております。また、電話でのお願いや納付誓約書、納付依頼書の発送、口座引き落としの利用促進もお願いを申し上げております。

なお、昨年の12月とこの5月で合同徴収を全庁的に行いました。昨年の12月には41班態勢、そしてことしの5月には34班態勢で、それぞれ休日に全庁的に取り組んでまいっております。

3件目のコンビニ収納のメリット・デメリットでございますが、メリットといたしましては、納付場所が限定されずいつでも手軽に納税できるので、今御質問にありましたように、昼間不在世帯については利便性が増し、特に水道料等の集金においては有効と思われる部分があります。デメリットとしましては、銀行の口座振替に対し非常に高いと。これは銀行が10円に対して、コンビニは60円という形になります。あと経費的な面でございますが、電算的なものでございますが、バーコードプリンターとかいろいろな諸経費がありまして、初期の経費がおよそ600万から800万、その後、税目を追加するごとに300万から400万のお金がかかるというふうなことは思っております。もちろん経常的な経費もかかってくるわけでございます。そして、期別しか取り扱っていただけませんので、前納報奨金の取り扱いができないということ。そして、現年度分の納期限内の納付に限られるということ。それから、市側の収納確認が金融機関を通してまいります。ここが少し期間がかかる。大体、金融機関では、今の現状ですと、遅くても四、五日でこちらへ回ってまいりますけど、1週間から2週間ぐらいの期間がかかるのではないかと思っております。これの利用において、今口座振替もお願いをしておりますけど、今、個人市民税の普通徴収分で口座振替は 39.42%、固定資産税で 57.71%、軽自動車税で 39.36%、合計 47.70%の口座振替を御利用いただいております。この現行が逆行することも考えられるというような観点もあります。

現在、愛知電子自治体推進協議会というところで検討が行われておりますが、マルチペイントネットワークシステムということの仕組みが今検討されております。これは、ATMとか、携帯電話とか、パソコン等コンピューターを使っての納付という形になろうかと思っております。こういうことが今検討されつつある中で、本市としてはそういうものを取り入れていきたいと考えております。したがって、今現在におきましては二重投資となるようなことにおいては慎重に考えていきたいというふうに思っております。以上でございます。

#### ○6番（榎本雅夫君）

それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは再質問をさせていただきます。

先ほど、市民生活・保健部長の方から住基カードの発行状況を細かく答弁をいただきましたけれども、本年8月31日現在で269枚とのことであります。私も住基カードは持っておりますけれども、あまり普及が進まないというのは、現状で使える内容というものが非常に少ないということだと思います。先ほどの説明でもありますけれども、発行枚数の年代別を見ると、50歳以上の方が約73%であることから、公的身分証明書として利用されている方もおられると思います。しかし、まだ住基カードを知らない方もおられますので、PR等をお願いしたいと思います。

この住基カードでございますけれども、全国で普及率が高い市町は富山県の南砺市で31.7%、次いで北海道長沼町の30%であります。両市町とも、サービス内容は証明書自動交付サービスとか印鑑証明書、また図書館カード、公共施設の予約等の取り組みをして普及率を上げております。愛西市においても、どのようなことが市民にとって利便性があるのかということをもた調査していただいて、この住基カードを使ってサービスできるものがあれば取り組んでいただきたいと思っております。

そこで再質問させていただきますけれども、先ほど紹介しました七つのサービスの中の一つでありますけれども、証明書自動交付機についてお伺いします。

土・日は証明書は当然発行されませんが、前日の金曜日に前もってお願いをしておけば、住民票については当直の方から受け取ることもできると思っておりますけれども、時間のない方にとっては、このような自動交付サービスは大変便利であると思っております。これであれば、本市においても今後取り組むことができるのではないかと考えますが、見解をお伺いします。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

議員おっしゃるとおり、土・日の交付については、電話で御予約をいただきまして、4庁舎の方で日直、宿直がお渡しするような形で交付をいたしておるところでございます。

住基カードを利用できないかと、それにかかわることということでございますが、自動交付機の設置、また機器を動かすためのシステムの構築などの問題、他町村の事例からも、市民課の職員の配置も考慮していかなければならない問題だと思っております。このような中、現段階では設置するような状況にはなっていないのが現状でございます。

これからも他市町村の状況等も踏まえまして、私どもも鋭意研究をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

#### ○6番（榎本雅夫君）

今なかなか難しいということでありますけれども、こういった住基カードを活用した行政サービスを今後、当然費用もかかるということでありますので、費用対効果を勘案していただきながら進めていただくように要望いたします。

それから、先ほど総務部長の方からも答弁いただきましたけれども、避難者安否確認サービスについてはいろいろ課題もあろうかと思っておりますけれども、これは次世代でのシステムとして災害時には本当に威力を発揮するものと考えますので、これもあわせて要望いたします。

次に、収納対策についてお伺いします。

先ほども収納課の方が毎月3回の夜間徴収、また毎日3班体制で戸別訪問徴収を行っているということでありますけれども、成果をお伺いいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

夜間徴収から平日の徴収等は、滞納の状況下の中で決算ではお示しをしておりますが、ただ先ほど申し上げました中で、昨年の12月とことしの5月のそれぞれ休みの日に、12月には82人41班態勢で1,151件の訪問をして、面接及び御不在のところには文書を置いてきたというような形をとらせていただきました。その結果、いろいろお忘れ等もあろうかと思われる部分がありましたけど、1,151件のうち764件の効果が、効果というのは当日ばかりじゃなくて、その後10日間ほどの中でお納めをいただいた部分がございます。これが2,264万5,910円という形でございます。ただ、ことしの5月14日に、これは68名で行いましたが、912件を訪問いたしました。そして397件の入金がありました。結果としては1,240万4,000円という形でございます。それで、合計で1,161件、金額としては3,504万9,910円となっております。これは収納課の職員ばかりではなくて、これは税科目、つまり国保税もそうでございますし、介護保険税もすべてこの中に入っておりますが、そういう関係課と総合支所全体の中でやらせていただきました。先ほどのコンビニの納付の中で申し上げましたんですが、この折にもそれぞれ忙しくてというようなこともありましたし、常に口座振替のお勧めもあわせてお会いしてやってきているのが実情でございます。以上でございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

大変な中、職員もそのようにやっていただいたということで、今後ともお願いしたいと思えます。

先ほど答弁の中で、デメリットとして前納報奨金の話がありましたけれども、関連してちょっとお聞きしたいんですけれども、この前納報奨金についてなんですが、利用できる方は限られていまして、当然でありますけれども、特別徴収されるサラリーマンはこの制度は利用できないということから、不公平感があるのではないかと。最近では、各自治体で見直しがされております。以前、蒲郡では前納報奨金を廃止して、その予算を福祉に使っておられます。津島市も来年以降廃止の意向だということも聞いておりますけれども、また交付率についても本市は5%ですが、いろんなところを聞いてみますと3%の市町村もあります。この愛西市が今後この前納報奨金についてどのような考えを持っているのか、今のままでいくのかということもあわせて、御見解をお伺いいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

前納報奨金でございますが、17年度の決算書の中にも金額を載せさせていただいておりますが、固定資産税及び普通徴収の市民税の納付におきましては、17年度2万5,377件で報奨金としては5,238万3,690円、そして18年度におきましては2万6,653件で5,250万7,390円という同じような数値にはなっております。相当な額に上っていることは事実でございますし、各市町村がその状況下において見直しといたしますか、廃止ということも考えて推移をしていると。既に、御指摘のように廃止の結論を出したところ、そして上限額を下げたところ、率を下

げたところ、愛西市におきましては 0.5%でございますが、犬山においては 0.1%、そして江南においては 0.3%という形で、それぞれ下げたというところも承知はしておる状況下でございます。今後の対応につきましては、庁舎の中でも職員の中で議論をしております。それは行政改革の中でよく検討するような議題として、この中に承知をして上げておりますので、今後よく考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

**○6番（榎本雅夫君）**

最後になりますけれども、一番の項目でありますコンビニ納税についてなんですが、いろいろデメリットの方が多いのではないかという答弁でございましたけれども、当然課題もありますけれども、ほかの自治体でもそういうふうに行っているところがございますので、今後研究していただきまして、納税機会の拡大を図っていただき、納税者の利便性を向上させることによって、少しではありますが収納率の向上が期待できる有効な策の一つであると考えますので、ぜひとも前向きに検討していただくことを要望して質問を終わります。以上、ありがとうございました。

**○議長（佐藤 勇君）**

これで、6番・榎本雅夫議員の質問を終わります。

次に、通告順位6番の5番・吉川三津子議員の質問を許します。

**○5番（吉川三津子君）**

環境、子供重視の立場で、そして生活者基点の視点で質問させていただきます。

6月議会では行財政改革に主眼を置いて質問させていただきましたが、この9月議会では子供の健康と障害者福祉に重点を置いた質問をさせていただきます。

では、まず最初に大きなタイトル、子供の健康のための食育・環境施策の推進をについて質問させていただきます。

私は、2003年より学校で行われている児童・生徒の健康診断の簡単なデータ分析をしています。立田村のときは全体の児童・生徒数が少ないので、統計的に信頼性が乏しいとの理由でそれほど公表はしてきませんでした。しかし、先日愛西市となり、初めてこの健康診断結果を入手し、大変驚いております。

まず、愛西市の子供たちの健康状況について、少しデータを示させていただきます。アレルギーに関して申し上げますと、愛西市の小学生のぜんそくの子は全体の 3.6%、つまり1クラスに1人強いるということになります。アレルギー性結膜炎は 2.8%、アレルギー性皮膚炎、つまりアトピー性皮膚炎は5.19%、アレルギー性鼻炎は10.3%と1割以上の数となっております。中学生においては、ぜんそくが小学生より少し減って 2.4%、アレルギー性結膜炎は 3.2%、アレルギー性皮膚炎は4.12%、アレルギー性鼻炎は10.9%となっております。愛知県平均と比べますと、小・中ともに鼻炎が県平均より高くなっており、ぜんそくにおいても県平均よりは低いものの、全国平均を上回っているのが現状であります。しかし、県平均や全国平均と比べることは意味がなく、全国的に非常に高い数値を示しており、愛西市においても地域によってはさらに高い数値を示しています。

また、愛知県教育委員会から県の平均値を記した資料をいただき、まず最初に驚いたのは、児童・生徒の健康診断で血液検査が実施されているということでした。検査項目に総コレステロール、中性脂肪などの項目が並んでおり、このような検査をしなければならないほど子供の健康がむしばまれているのだということを改めて痛感し、健康診断の充実の必要性を感じております。

そして、その数値を見て、さらに私は目を疑いました。県の平均において小学生は総コレステロールが11.7%と、1割以上の子供が異常値を示しております。中性脂肪も4.4%、貧血は5.5%の子供が異常ということでした。中学生は総コレステロールが10.2%、中性脂肪が3.9%、貧血は4%が異常ということで、小学生よりは少し低い状況になっておりました。コレステロールや中性脂肪は、動脈硬化、糖尿病、肥満などで異常値を示すもので、子供たちが既に生活習慣病と隣り合わせにいることがよくわかります。最近では子供の糖尿病がふえているという報道もあります。

愛西市においては農村地域ということで、このようなニュースには無縁と思っておりましたが、愛西市のデータを入手いたしまして、他地域よりも数値が高いことが今回の調査でわかり、さらに私は驚いております。小学生において総コレステロール値の異常者は24%と2割以上、県より倍以上高いという状況にあり、肥満率も高くなっております。そういった愛西市の子供たちの健康状況に何らかの手を打たねばと、きょうは質問させていただいております。塾へ行くからと夕飯はコンビニ弁当で済ませたり、スナック菓子ばかり食べたり、テレビゲームばかりしてあまり運動しなかったり、夜更かしをしたりと、普段の食事や運動不足などが関係しております。病気を予防するには、子供たちに食や健康の正しい知識を身につけさせ、栄養バランスのとれた食生活や運動、そういった知識を身につけさせることが大切だと思います。

しかし、そこにはもう一つ大きな問題があります。それはこの子供たちの親、20代、30代の世代にこの生活習慣病がふえていることです。つまり、家庭の中で子供も親もともに生活習慣病にむしばまれているといった状況があると私は思っております。

文部科学省も厚生労働省も、子供たちのアレルギーと、この生活習慣病には本格的に取り組む姿勢を示し、実態調査に乗り出し、審議会を開いたりしています。その結果、6月議会でも取り上げましたが、住宅地域での農薬散布への注意に関する通知文を出したり、シックスクール症候群の対策を通知したり、栄養教諭の制度を設けて食育を推進しようとしています。

こういった現状を踏まえ、質問させていただきたいと思いますが、1点目は、この児童・生徒健康診査は文部科学省で集計はされておりますが、この集計結果を愛西市においてはどのように行政として活用されているのか、お伺いしたいと思います。

次に小さな2番目として、ぜんそく、アレルギーがふえていることについてお伺いいたします。

要因としては、通気の悪い住宅、つまりダニなどの問題ももちろんありますが、自然環境や食べ物などの影響も考えられます。これら増加傾向にある疾病に対し、市としてどのような対策をしていますか。今後進める施策についても教えてください。また、アレルギーの児童には

給食への配慮が必要で、一つ間違えると命取りにもなるような場合もありますが、現在このような子供たちにどのような対策をしているのか、お聞かせください。

次に小さな項目の3番目として、生活習慣病と食育についてお伺いいたします。

子供たちの生活習慣病の問題は、こうすれば解決するといったものではありませんが、こういった深刻な状況に対し、とられている対策と今後進めていく施策、その担当部署についてお伺いしたいと思います。

次に小さな項目といたしまして、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業についてお伺いいたします。

これは、がんや慢性心臓病、ぜんそく、糖尿病など国が指定する小児難病の在宅の子供たちが家庭で生活を営む上での不便を解消し、安心・安全に日常生活を送ることができるよう、生活用具を給付しているものです。愛知県でもこれに取り組んでおりまして、県から交付金などがおりてくることになっていると思いますが、なかなか利用者が少ない状況であります。現在、愛西市におきましてはどこでどのような周知のされ方をしているのか、お聞かせください。

それでは、次に大きな2番目といたしまして、日置町にあります愛西クリーンセンターの廃棄物処分場の廃棄物処理法違反と今後の対策についてお伺いいたします。

この愛西クリーンセンターの問題は、これで2度目の質問であります。ことし6月末から汚水の垂れ流し、悪臭の発生、焼却炉の構造上の基準違反、維持管理違反を当センターは起こしておりました。最近も悪臭が発生するというので、夜、現場に出向いたばかりであります。愛西市からも直ちに職員が駆けつけてくださり、感謝しております。辻清掃時代から悪臭を放ち、住民の生活に大きな影響を与え、風下に当たる場所には子供たちが大勢集まる総合グラウンドもあるといった環境であります。6月末から何度となく悪臭を放ち、さらに焼却灰にかけた汚水を施設外の農業用水路に垂れ流した事実も判明し、地元からも市長あての要望書が提出されましたので、状況については御承知いただいていると思います。

この問題がきっかけで、私は県の職員とともに施設内に入りましたが、そこでさらに驚いたのは、私の頭の上に焼却灰が降ってきたことです。廃棄物処理法上の構造上の基準を満たしていない炉が堂々と操業されていることに大変驚きました。そして、施設内をざっと見させていただき、高濃度の重金属やダイオキシンを含むと言われている飛灰が場内に飛散し、雨が降ればそれが場外に垂れ流しになること、法で決められた技術管理者を常駐させていないことなどの指摘をさせていただき、県は改善するまで操業を停止するよう指導票を切り、一時操業がとまりました。技術管理者設置義務違反であるならば30日の操業停止となるはずが、業者が指導に従ったということで、操業停止命令は出ませんでした。

そして、炉の改修が終わったということで、1ヵ月ほど前に県とともに確認のため施設に入りましたが、そこでまた場内の廃棄物にかかった雨水や、場内に飛散している焼却灰が農業用水へ流れ出る水の構造であることに気づき、これもまた指摘させていただきました。直ちに県は指導票を切りましたが、今現在、廃棄物処理法上で、施設から排水を放水する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備を設けられてい

ることという法律を守っていない、法律違反になったまま操業がされているのが今の現状であります。平成7年と8年に土地改良区から排水認可を受けているということですが、流してよいのはきれいな雨水やわき水だけです。このような現実を、先日、土地改良区の方に出向き、お話をいたしましたら、そのことも御存じなく、深刻な問題になっているといった情報も持ち合わせてはいらっしゃいませんでした。こういった情報をみんなで共有することが、愛西市の環境保全につながると私は思っております。一般企業ならば周辺の住民に配慮し、事故やトラブルがあれば周知し、謝罪をします。廃棄物処理業のみが例外であってはならないと思います。一般企業同様、周辺対策をせねばならないと考えます。

そこで、操業状況に関し、住民への情報公開についてお伺いしたいと思いますが、私は県同席のもと、愛西クリーンセンターの責任者と、トラブルを起こしたら、その事実と対策を文書にて愛西市に届け、それを地元地域に回覧することを約束しております。地域からも、市を通して出された文書を回覧する仕組みができ上がっていると聞いております。この仕組みがしっかりと働くよう、市からも再度愛西クリーンセンターに申し入れていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

また、土地改良区などの団体への周知も行うべきだと思いますが、情報公開をどのように行っていくのか、お示してください。

それでは最後に、10月から動き始める自立支援法についてお伺いいたします。私もまだまだ勉強不足な状況で質問させていただきます。

愛西市のアンケートにも、自立支援法の制度が複雑でわかりにくいという回答がありました。私も、この法律を読んでも読んでもすんなりと頭に入ってこない、本当にわかりにくいあと感じております。そして、この法律により、福祉サービスの市町村格差が広がるということだけは、この法律を読んで感じております。

そこで、1点目として質問させていただきます。地域生活支援事業についてお伺いいたします。

このうちのコミュニケーション支援事業についてですが、コミュニケーションの保障は人権の保障であり、その視点に立って無料化すべきと考えますが、金額設定はどうなっているのか、お伺いいたします。また、コミュニケーション支援事業は自立支援の基礎であるというふうに私は考えておりますが、実施に当たり、地域の事情もあります。サービスを受けやすい体制づくりや委託が必要かと思っております。このような準備がされているのか、お伺いさせていただきます。

次に、日常生活用具についてお伺いいたします。

日常生活用具は、地域生活支援事業として市独自が選択できるようになります。市独自で判断できるようになったからには、市内の障害者のニーズを聞きながら、支給対象にできるだけ取り入れるべきだと思いますが、その内容の決定のための消費者ニーズをどうとらえ、どう反映していくのかをお聞かせください。

最後にお伺いしたいのは、先日、障害者団体との懇談会に参加しました。その席で障害者の

方が言われたのは、市町村単独でできないことは広域で取り組んでほしいということでした。古い福祉計画では、津島市などを含めた広域で達成目標が設定されていましたが、市単独でできない事業について、今後周辺市町村と協力関係を結ぶべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、3点について質問させていただきました。あとは自席にて質問させていただきます。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、児童・生徒の健康調査結果はどこが活用して対策をしているかという最初の御質問でございますが、まず議員、ただいま学校の児童・生徒のデータの状況を御報告いただきました。私も手元に持っておりますが、私も内容については十分掌握しておりません状況で、大変申しわけなく思っております。大変多い方がこのようなアレルギーをお持ちだということを再認識させていただきました。

それで、現在市内の各学校では、4月に入りまして児童・生徒の尿検査及びぎょう虫検査、そしてまた寄生虫卵の検査を、またそして心電図検査を委託によって実施いたしております。これに問診票をあわせまして、学校医の先生によります定期健康診断を、学校保健法の規定に基づきまして6月末までに全校で実施をしておるのが今の現状でございます。この診断結果は、1学期末までに保護者にそれぞれ通知をさせていただいております。そして、9月末までにはこうした内容を県に報告することになっておりますので、県にも報告をさせていただいております。そして、日ごろの児童・生徒の健康管理につきましては、健康カードによりまして、それぞれの学校で養護教諭がこれに携わっております。

そして、他の部署への資料提供は現在のところどうだということですが、残念ながら行っておりません。一度、関係部署をよく確認をして、今後はそのように努めたいというふうにも思っております。以上でございます。

次にもう1点ありますが、先にやらせていただいでよろしいでしょうか。

#### ○議長（佐藤 勇君）

はい。

#### ○教育部長（八木富夫君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、小項目の(2)の②番にありますアレルギー児童の給食は現在どのような対策をしておるかということの答弁をさせていただきます。

アレルギーをお持ちの子供さんに対しての学校給食での対応でございますが、毎年、年度初め早々に各学校におきまして食物アレルギーに関する調査というものを行っておっていただきます。養護教諭の先生からそうした集計結果をいただきまして、クラス、児童名、アレルギーを起こす食品名等の対策について御報告をいただいております。そして、そのほかに現況では、医師の診断書を提出していただくような重症な方がいる場合には、どのような状況かということも御報告をいただいておりますが、現在、重症というような方はいないようでございます。ただし、薬を服用してみえる方はあるようでございます。そうしたことを御報告いただいております。

そして対応は、児童の現状や各調理場の態勢によって少しばらつきがあるようでございます

が、基本的には保護者の方に対しまして毎月献立票をそれぞれお渡しをいたしておりまして、おのおののアレルギー物質を含みます食品にマークをつける方法によって、各家庭にお知らせをいたしております。こうした、今現在で時系列的に申し上げますと、健康カードによりましてチェックをいたしまして、保護者に対して個別の調査をする。また、保護者より要請があった場合には、それぞれ学校の中で保護者、養護教諭の先生、そして栄養士の先生を含めて協議をさせていただいて、最終決定をさせていただいております。

そして、今後はどうしていくのかという問題でございますが、今申し上げたような形の中で今後も進めていかざるを得ないと思っておりますので、学校給食においてできることは実施をさせていただきたいというふうにも考えます。学校医、そして学校関係者、保護者の方といろいろ御相談をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方からぜんそく・アレルギー対策についてでございます。

新生児の家庭訪問時や乳幼児健診、10ヵ月相談、育児相談、離乳食教室においてアレルギー性疾患に関する生活・栄養相談を希望する保護者に対して、保健師、管理栄養士が対応しておりますのが現状でございます。今後も個別に相談に対応していく考えでおります。きめ細かな対応が必要だと思っております。

次に、成人病予備軍への対策と食育についてでございますが、健康推進課、保健センターでは、家庭や地域を対象に、ライフステージごとに健康づくりのための栄養指導を実施しております。乳幼児期では離乳食教室、10ヵ月児相談において管理栄養士による栄養指導を実施し、健康な食習慣の形成を図っております。また、1歳6ヵ月健診、3歳児健診においては、肥満児に対して個別に栄養指導を実施いたしております。

食育についてでございますが、成人については基本健康診査の結果、高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病で要指導と判定された市民に対しまして、医師、保健師、管理栄養士、運動指導員による生活習慣病予防教室を開催いたしております。一人ひとりの健康、栄養状態に対応した保健師、管理栄養士による個別健康教育を実施しております。また、地域では愛西市健康づくり食生活改善推進協議会を組織していただきまして、地域の中で健康づくりのための食生活の知識の普及活動を行っております。

今後進める施策についてでございますが、現在策定中の愛西市健康日本21計画で栄養の課題について作業部会の中での検討をいたしまして、愛西市における健康づくりを目的とした食生活改善の取り組みを平成18年度中に策定いたしまして、19年度から実践される予定でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

また、これらの対策についてはどの部署が行っているかについてでございますが、これらの対策については保健部健康推進課で行っております。また、食育については、文部科学省、厚生労働省、農林水産省などの所管する部署で推進されており、食育についての厚生労働省の所管する範囲内については、家庭と地域における食育の推進として健康推進課の対応と考えておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、小児慢性の関係の御答弁をさせていただきます。

小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、小児慢性疾患のうち小児がん等の特定疾患、これは11疾患ございますが、その方が対象となる事業でございます。周知方法につきましては、該当疾病の認定機関が県の保健所であり、認定時におけるPR、また障害者担当課の社会福祉課と連携をして、窓口等で個々に該当する可能性のある方に周知をさせていただいております。なお、対象となる方の多くは障害者認定を受けられ、認定を受けると障害者日常生活用具の対象となり、そちらを優先して受けていただくこととなりますので、現在のところ利用者はございません。以上でございます。

### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

それでは、私の方から愛西クリーンセンターの対策についてお答えを申し上げます。

この愛西クリーンセンターの操業に関しまして、吉川議員が言われますように、6月末ごろ、汚水の排水問題、悪臭の苦情など地元住民よりお聞きいたしております。苦情の都度、海部事務所環境保全課とともに指導票を切るなどして指導をいたしております。私も先日そこへ見に行ったわけでございます。今後も、海部事務所保全課とともに適正に操業するよう指導してまいりたいと思っております。また、地元土地改良区とも情報を密にしながら、また地区住民に対して報告するよう指導もしておりますし、また今後も開示していただけるよう指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

### ○福祉部長（水谷 正君）

続きまして、障害者にとっての有効な自立支援策となるためにということの御答弁をさせていただきます。

まず最初のところでございますが1点目、コミュニケーション支援事業について、社会参加の最も基本的なものと考えており、無料で実施を考えております。愛西市を含む県内の多くの市町村で、手話通訳については愛知県聴覚障害者協会、要約筆記については愛知県身体障害者福祉団体連合会に委託する方向で調整しており、例えば愛西市の障害者が名古屋市で支援を受ける場合、名古屋市の手話通訳者が担当するといった広域でのサービスが受けやすい体制での実施を予定しております。

2点目でございますが、これにつきましては、基本的に現行で実施しておる日常生活用具の品目と、補装具から移行される品目で実施を予定しております。今後、要望が多いものについては、可能な限り取り入れていきたいと思っております。

3番目の御答弁でございますが、今後、地域で取り組んでいく事業等について、周辺市町と協力できるところは協力をし、効率のよい事業形態で行っていききたいと思っております。また、海部津島福祉圏域では連絡調整を十分とりながら進めたいと考えております。以上でございます。

### ○5番（吉川三津子君）

それでは、最後の障害者の関係の方から、後ろの方から再質問させていただきます。

自立支援法が動き始めるということは、障害者の方が家から外に出る、地域の方と触れ合う

ということで、人数がふえるのではないかと考えているんですが、それぞれの事業の今の積算の人数はどのようにされているのか、お聞かせください。そのようなことが織り込まれているかどうかだけで結構です。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

ただいま細かい数字は持っておりませんが、現在、支援費から引き続いて4月以降サービスを受けてみえる方は、100%受けられる状態で10月を迎えたいという体制で臨んでおりますので、よろしく願いをいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひ、この支援法が動くことによって、地域の方と障害者が触れ合うということで膨らむことを私は期待しておりますので、そういった動きが出るような形で呼びかけをぜひお願いしたいというふうに思います。

あと、手話通訳とかそういった関係ですけれども、私はこの自立支援法の意味からいいますと、できるだけ地域の方々によって支えられる、それが大変よい状況かと思いますが、手話通訳についてもいろんなサークルがありますけれども、そういったところへの協力要請ということについてはどうなっておりますでしょうか。

**○社会福祉課長（杉 勝巳君）**

現在につきましては愛知県の団体を通じての調整中でございますが、その団体に登録加盟していただければ利用という形になると考えております。たまたま今部長が申しましたのは、名古屋市での利用ということで申しましたが、津島市民病院で使いたい場合は当然この地域の方の利用ということになると思いますので、よろしく願いをいたします。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひ地元のそういったサークルに、今こういった自立支援法がこう動き出した、ぜひ協力をいただきたいということで、本当に地域の健常者の方と障害者の距離が近くなることには、この自立支援法の意味が全くないと思いますので、ぜひそういったことについても心がけていただきたいということと、私いろんな地域で市民活動に参加しておりまして愛西市について思うことは、健康な方と障害者が同席したイベントが大変少ないというふうに感じております。ぜひ、これはお願いですけれども、いろんな企画におきまして、そういった心がけをこの自立支援法が動き出すのをきっかけにして、各部署で取り組んでいただきたいということを1点お願いしたいと思います。

あと、障害者の日常の生活用具についてですけれども、こちらについても、法律が変わって、市町村の判断でこういう用具がそろえられるんだということをお知らせしない限り、こういうものが欲しいという声が上がってきませんので、その辺についても周知をぜひお願いしたいと思います。

以上、それだけ障害者の件についてはお伺いしたいと思います。

次に、愛西クリーンセンターについて質問させていただきます。

私はこの施設に入って、いろんな施設に入ったことがあるんですけれども、正直、今の廃棄

物処理法が厳しくなった状況で、こんな施設が操業されているんだということに大変驚きました。焼却炉の構造からしても、県は許可をおろしてはならないような水の排出の状況でした。あれで許可がおりたことに私は大変疑問に感じております。それは、やはり行政からの今までの指摘というのが大変少なかったのではないかというふうに思っております。最近は本当に大変頑張っていて感謝しておりますけれども、許可の段階で、もう少し中に入って水の流れ等をチェックすれば、そう簡単には許可はおりなかつただろうと。それは本庁の方にも申し上げたことでございます。そういった動き出してしまった施設なので、これから何とか環境を守っていくようなことをしていかなければならないわけですけれども、こういった汚水の垂れ流しに関して、農家の方が御存じないままこういった水が流されている。県の調査では重金属については基準を超えていないと言っておりましたが、ダイオキシン調査についてはされていないんです。私は中の状況を見て、飛灰等もまじって、外にポンプアップして出しておりました、汚水を。そういった状況を見て、私は大変周辺の汚染を心配しております。その件につきまして、愛西市の方から私は周辺の土壌検査の方も申し入れるべきだと思いますが、その辺のお考えについて一度お伺いしたいと思っております。

#### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

先ほども言いましたように、私どもも実際現場にお邪魔をいたしまして、見させていただいております。また、住民からの苦情のあった折、またいろいろな折に海部事務所の方へお邪魔をいたしまして、適正に運営をしていただくようお願いもしておるところでございます。また、その折、当然、先ほど吉川議員がおっしゃられましたような検査体制はどうなっておるかということも再度検討していただくよう、お話をしてみたいと思っております。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

これはぜひ頑張ってくださいと思っております。これもやはり継続的に県とかかわりを持っていかないと、こちらが手を抜いた段階で県はあそこの立入検査をしなくなります。ぜひ継続的にお願いしたいと思います。

あと、10月から新しい法律の悪臭防止法の関係で、悪臭に係る臭気指数規制の導入がされます。愛西市もこの臭気指数が使われることとなりますが、10月1日からこの法律が動き出すわけですけれども、その準備はどのように進んでいるのか、お聞かせください。

#### ○民生部次長兼環境課長（加藤久夫君）

今言われましたように、10月から悪臭防止法の規制が変わります。これは県の方で指定されておりますが、今までは物質濃度といって単品で濃度をはかって、その基準で行っておりましたが、今言われましたように、臭気指数制度というふうに変わってまいります。私どももこのことにつきましては去年から県の方からお聞きしておりますので、一応予算としては1件分いただいておりますので、その範囲で苦情があったときに対応させていただきたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

臭気に関するこの規制に関しましては市町村の責任ということになっておりますので、ぜひ幾つか悪臭の問題は課長の方も御存じかと思っておりますので、責任を持って対応していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それから最後に、一番深刻で胸の痛い問題でございますが、また教育課の方にはきれいなこういった表もつくってきましてのでお渡ししたいと思っております。総コレステロールについては24%の子供が、小学生です、これも。その子供たちがこういった状況にある。このデータが教育課の方に本当に埋もれてしまっていたということが、とても残念に思っております。私は今この施策について、各部署からこういうことをしております、こういうことをしておりますというふうにお伺いいたしました。しかし、それはもう本当に抜け穴だらけの、この子供たちの健康の状況を改善するものではないというふうに私は考えております。こういった深刻な問題については、やはりプロジェクトチームをつくるなり、今、総合計画をつくるに当たって、いろんな部署から出られて、いろんな話し合いがされているというふうに思います。今、子供の健康状況についても、教育課、教育部門だけの問題ではありません。乳幼児を抱えたお母さん方の問題、それから中高年の問題も生活習慣病についてはあると思うんですけれども、全部署がこれはかかわっている問題だと思っておりますので、こういった深刻な問題については、普通の会社だと何か新しいことをしようとする、今までの仕組み、組織を超えたプロジェクトチームというのがつくられて執行されると私は思っております。市長もいつも企業としての市の運営ということをおっしゃっていますが、こういった深刻な問題について、そういった形での市の運営をされていくお考えはないか、市長の方にお伺いしたいというふうに思います。

#### ○市長（八木忠男君）

御指摘いただきました点は、もう以前からも出ているわけでありまして、「健康日本21」の愛西市版の今後の進め方の中でも大いに各課連携してやっていくべきと思っております。そして、生活環境、あるいは食文化の変化で、自分も高血圧の薬も今飲んでいるわけでありまして、戦後生まれで、私どもの育った環境と本当に違うわけでありまして。そうしたことが、先ほど御指摘いただいた20代、30代の親さんもそうでありまして、特に今のお子さんの世界はそうであると思うのであります。

せんだっても、ラジオ放送の中でイギリスの新年度、9月からの中で給食の改定という報道もなされておりました。揚げ物は週2回より出さない。あるいは、新鮮な野菜、果物、あるいは魚類をとる。イギリスでも、そういう食事がいけない場合は個人の弁当を持ち寄る、そんな話もあったわけでございますが、そうしたこと一つ一つが親さんの指導、あるいは家庭の食生活の改善などもあわせて、学校の給食関係についても食育について考えてまいりたいと思っております。

#### ○5番（吉川三津子君）

それでは、先ほどから御答弁いただききましたことにつきまして、1点ずつ再質問させていただきたいと思っております。

まず、健康の異常が出た子供に対してどのような対処がされているのか、お伺いしたいと思

います。

**○教育部長（八木富夫君）**

現在、アレルギー等々の健康診断と申しますか、先ほど御説明しました内容について、学校はどのように今対応しておるかということかと思いますが、私が養護教諭の先生から現在承っておりますのは、当然、先ほどの健康診断の結果等々につきましては、学校医の方へお見せいたします。その中で、学校医の健康診断でそうした状況がある方についての御相談をしてみえるようでございますが、学校としまして現在のところ、養護教諭が、個々にこうしたアレルギー等を持った方についての個別指導というのは、学校の中で養教のところへ、いろいろなアレルギーをお持ちの子供さんがいますので、症状を訴えてきた子に対しては、その家庭への連絡等を学校ではやっておるといふふうに承っております。

**○5番（吉川三津子君）**

一度糖尿病になれば、一生薬漬けになるんですね。そういった面から、本当に早い段階でこういった状況から子供を脱出させてあげることが私は大変重要なことだと思いますので、ぜひ学校の中でもそういった異常な子供につきましては手厚くしていただくよう、ひとつお願いしたいと思います。

あと、こういった子供たちの健康状況を広くみんなが知ることが、私は大変重要だと思います。このアレルギーにいたしましても、食の問題だけではございません。やはり環境の問題といたしましては、きょうも質問がありましたが、環境保全型の農業を進めるきっかけとなったり、それからドラム缶焼却がなくなったり、そういったことのきっかけづくりになります。やはり子供のために何とかしようという風をぜひ愛西市に巻き起こしていただきたいということで、こういった情報をぜひ広報等に今の子供の状況というのを載せていただきたいと思うんですが可能でしょうか、お伺いいたします。

**○助役（山田信行君）**

貴重な御意見をいただきましたので、今後研究をして、できる限りそういったPRを広報などでもしていきたいと考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

あと、先ほど言いましたように、この問題というのは大変広範に広がっております。先日も、ぜんそくの子供さんを抱えた方から、ドラム缶焼却が最近またふえているという苦情をいただき、その方は近所だからと思いながらも、子供のためにやめていただきたい旨のお話をされたそうです。今、ドラム缶焼却が大変ふえている状況で、これを何とか減らす方向に持っていきたいと思っております。佐織町におきましては、以前、家庭焼却が禁止になったときに焼却炉の回収がされました。しかし、まだあちこちにドラム缶が残って使われている状況にありますけれども、これの対策について環境課の方でどのように考えているのか、お聞かせください。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

そのようなドラム缶焼却と申しますか、野焼きが行われておる場合、当然私どもの方へ電話、いろいろな御相談がございます。その時々に合わせて、当然愛西市といたしましても、実

際に野焼きをされている方等を御指導もし、お願いもしておる状況でございます。ドラム缶の捨て方等も御相談は受けたことがございますが、直接使ってみえないものは現在の段階では処置をしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひドラム缶云々ではなくて、焼却をしないような手だてを打っていただきたいということで、そういった広報をお願いしたいということでもあります。大変煙で困っている子供、子供たちは私たちより背が低いんです。いろんな影響を受けるんです。体重が少ないんです。私たちよりずっと影響が大きいんです。そういったことを踏まえて、ぜひ少しでも減るような形で広報等をお願いしたいと思います。それをお願いとして申し上げます。

それから、あと親への啓発、生活習慣病につきましては、保護者への啓発が大変重要になってくると思います。私思いますに、乳幼児を抱えたお母さん方というのは、大きく子供を育てたい、健やかに育てたいという思いが大変強い段階でございます。その段階にこういった生活習慣病のこと、食がいかに大切かということ、やはり若いお母さんにお知らせするということが大変私は効果が上がるのではないかというふうに思っております。今、大変縦割りで、この問題はどどこ、どどこことということで、多分このお話をすると、食育のことは児童福祉課じゃないよと言われそうな気がするんですけども、やはりこういった子育て支援の中に食育を踏まえた支援というか、そういう情報発信をしていくことが大変重要ではないかと思っております。これから子育て支援センターもできるわけで、そういったことの重要性は大変感じておりますが、そういった取り組みについては、部長、いかがお考えでございましょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

ただいま議員の発言につきましては、子育て支援センター事業をやっていく上で、そういった肥満とか、いろいろな病気の関係も多いわけでございます。そういったことも十分に考えまして、センター等の運営に生かしていきたいと考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

児童福祉課の方は全く無縁ではないわけですね。学童保育ということをやっているらしいです。その中でおやつ等も扱われて、前、おやつについても、この議会の中でどういうふうに購入しているんですかということもお伺いいたしました。子供たちにおやつとの与え方といったことも大変影響を与えますので、今どのようなものが子供たちの手に渡っているのか、ぜひお調べいただいて、よりよいおやつが与えられるようお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

**○福祉部長（水谷 正君）**

月に1回福祉部会議というのをやっております。これにつきましては、各児童館とかセンターとか、そういったところから来ていただいて、月に1回、幹部会とか、ほかのいろんな議題を研究しております。ただいま議員の発言されましたことにつきましては、福祉部会議の方に御提案申し上げ、やはり健康で明るい活発な子供ということで、食に対する認識を十分に考え、伝えて、実践してまいりたいと考えております。以上でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

次に、アレルギーの子供に対する給食のことについてお伺いしたいと思います。

アレルギーの食品にマークをつけることによって、こういった危険を避けるという措置がとられているということですが、ひどい子供につきましては調味料に含まれているものにまで反応するということですが、その点についての配慮はどうなっておりますでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

そうした方については、細かい成分表をつけてお渡しをしておるという状況でございますので、お願い申し上げます。

**○5番（吉川三津子君）**

そこまでやっていただいて大変感謝しております。これから大変ひどいアレルギーの子供が入学するという事もお聞きしております。ほかの学校につきましては、除去食なりなんりの対策をとるようなことをしておりますけれども、本当にアレルギーのひどい子供には、お母さんたちは本当に大変なんです。給食によく似たものを別の食材でつくったりとか、もう本当に大変な思いをされていて、こんな言い方はよくないかもしれないんですけれども、障害者をお持ちのお母さんと同じぐらいの大変な肉体労働をされているのが現状であります。そういった方たちに少しでも手厚いことがされるのが望ましいと思うんですけれども、そういった除去食についての研究をぜひお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○教育部長（八木富夫君）**

議員おっしゃっていただきますように、アレルギーにはいろんなアレルギーがあるかと思えます。それで、御答弁申し上げましたように、食物アレルギーにつきましては、できる限りそれぞれの御家庭の子供さんの状況をお聞きする中で、個別に対応できるものについては個別に対応をさせていただきたいというふうに考えております。

**○5番（吉川三津子君）**

これで最後の質問とさせていただきますけれども、「カナリアの子供たち」という言葉があります。カナリアは環境汚染のときに使う鳥です。環境汚染が激しいところでは、カナリアはすぐ死にます。今、子供たちの状況というのは、そんなカナリアの子供たちといった、カナリアのかわりというか、そんな状況にあるのではないかというふうに最近思っております。先日もこんなタイトルでテレビの番組が行われておりましたが、この数値を見ていただければ、大変昔と比べてひどい状況はおわかりだというふうに思っております。

何度も子供課の設置ということを申し上げておりますが、縦割りではこういった問題が解決できない。子供の情報を、縦割りを横につなぐ子供課の設置ということが大切ではないかというふうに思っておりますので、またいろいろ組織がえ等を市長もお考えかと思いますが、ぜひそういったこともひとつ考えていただきますよう、よろしく申し上げます。以上で終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは、ここで10分間休憩をとります。再開は3時10分といたします。

午後3時02分 休憩

午後 3 時 10 分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

通告順位 7 番の 9 番・村上守国議員の質問を許します。

○9 番（村上守国君）

議長のお許しをいただきましたので、資源環境保全対策の推進についてと消費生活相談窓口の充実について、2 点質問をさせていただきます。

今、全国の集落で高齢化や混住化が進行して、農地や農業用水などの資源を守る地域ぐるみのまとまりが非常に弱まっております。私どもの集落では、昔から農村環境向上活動の一つとして農業者が、所有地でなくとも道路のり面の草刈りや水路の泥上げなどの活動は個々の農業者が自主的に年五、六回実施し、集落一円の地域で適正に管理、処理されてきました。昨今では農業者の高齢化が進み、特に道路のり面の草刈りが実施できず、放棄が目立ち、雑草が生い茂りごみの捨て場化し、時には交通事故の原因となり、また不快感を覚えるのが現実であります。今後、どこの集落においても農村環境の保全は困難となるのは明らかでありますので、早急に考え取り組むべきであります。

かつて、旧立田村においては年 2 回ほど幹線道路を 2,000 万投資して草刈りが実施されておりました。私は、平成 19 年度から国が導入する水田農業施策の一つである資源環境保全対策事業が、この地域の環境保全に最も必要な制度であると思っております。この事業は 5 年間の期限つきであります。地域ぐるみで草刈り、土砂上げ、補修など、公道、水路の保全を実施し、美しい村づくりに取り入れるべき制度であります。

ただ、国からの支援を受けるために農業者以外の者を含めた実践活動部隊が必要であります。残念ながら、私の住んでいる集落ではボタンのかけ違いが生じ申請はいたしませんでしたが、私は愛西市全域でこの制度を導入するのが得策かと思っております。少ない経費で最大の効果を上げることのできる制度であると思っております。なぜ行政側は地域の責任者である総代会に提案し、地域の環境保全に積極的に努めないのか、非常に残念であります。

愛西市は快適で美しい生活環境の整ったまちをつくることを、まちづくりの目標に掲げております。では、3 点質問をいたします。

一つでございますが、愛西市の路線認定区域が約 9 万 5,000 キロメートルあります。公費で草刈り等すれば莫大な経費が必要であります。管理義務者であります道路管理者は、現況を踏まえて、近い将来、環境保全対策などをどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。2 点目でございますが、12 月定例会において小沢議員が質問されました、愛知県が実施しております道路里親制度を地域へお願いして活用するのも一案であります。この制度の活動内容は、歩道の清掃美化活動が主であって、道路のり面の草刈りなどは活動外であります。道路管理者は本年度、今日までに路線認定区域で主に草刈りを中心とした環境保全はどれだけ実施されたのか。また、年度内にこれから何を実施されるのかお尋ねいたします。

質問の 3 点目でございますが、国が平成 19 年度から実施する事業に対して、県、市も助成す

るのでありますから、私はさまざまな状況変化に対応し、将来にわたって集落の基盤を支えるために、農業者だけでなく地域住民、各種団体などが幅広く活動組織をつくり、地域の自然や景観などを守る地域協働活動を促します。そのために、地域の責任者である総代会に提案し、愛西市全域で取り組みを呼びかけて実施していただきたいと思いましたが、行政側は本件のようなことは総代会に提案する必要がないと考えておられましたのか、お尋ねいたします。また、行政側にとって総代会の位置づけは何か、お尋ねいたします。

次に、消費生活相談の充実につきまして質問をさせていただきます。

私たちの周りにあふれる悪質商法、その手口は巧妙かつ悪質で、だれもが消費者トラブルに巻き込まれる可能性があります。特に高齢者はひとり暮らし、相談できる相手が少ない、老後の生活が不安、健康のことが気になるなどの弱みにつけ込まれることが多く、注意が必要であります。突然の訪問、親しげな笑顔、甘い言葉の裏には高齢者がだまされやすい悪質商法がはびこっております。電話勧誘販売などは、毎日うんざりいたしております。

私どもの地域で発生いたしました悪質な事例ではありますが、高齢者宅へ無料点検に来ましたと言って家へ上がり込み、アスベストが使われているのですぐに対策をとらないと危険と言って不安をあおり、住宅リフォーム契約を強引に結ぼうとした事例がありました。

平成17年の海部県民プラザにおける消費生活相談者は、高齢者が大幅に増加しました。60歳以上の高齢者の相談は、平成17年度は 414件で前年度の 233件より 181件増加し、77.7%の大幅な増加となっております。相談全体に占める割合も、前年度の 8.7%から21.8%と大きく増加しております。市町村別相談件数を見ますと、愛西市民は 311件、構成比16.4%の多くの市民が相談されております。

そこで質問でございますが、一つ、今日、消費者を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している状況にかんがみ、きめ細やかな行政サービスを愛西市みずから実施すべきと考えております。現在、消費生活相談の受け付け事務はどのようになっているか。また、私は市民の複雑な困り事相談は市行政が直接窓口を常時開設し、専門相談員による問題解決が必要と思いますが、お考えをお尋ねいたします。

2点目でございますが、事前防止のために市民向けに市広報紙に特集を掲載するとか、各庁舎窓口にチラシを置くとか、啓蒙活動を積極的に行うつもりはないかお尋ねいたします。

あとは席で質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、村上議員の資源環境保全対策の推進についてという御質問の方から御答弁をさせていただきます。

議員、前段で質問趣旨の中でおっしゃっていただいたことは、私個人としても議員のお考えのように思っております。愛西市全体で取り組むということも大変いいわけですが、これは先ほど小沢議員の方の御質問にもお答えをしておりますように、相手があることでございます。つまり、各地区で活動組織をつくっていただいて事業をやっていただくと、そういった取り組みが必要ということが前提となってきますので、市の方としてはそういった形で、議員御質問

の中での道路ののり面等の草刈りもやっていただければ大変ありがたいなあと思うわけですが、先ほども申しましたように、なかなかそういった形になりません。

議員御質問に関して、道路のり面の草刈りにつきましては、近隣の市に状況等を、どんな形でやってみえますかというようなお聞きをしました。御回答があったところ、全部ではなかったんですが、基本的にのり面については地元の方々をお願いをして草刈りをしていただいているというような御返事でした。交通安全上支障があるとか、危険であるなあと思われる箇所や河川堤防敷地等については、業者とかシルバー人材センターの方へ発注をして草刈りをしているというような状況でした。

したがって、当市についてもそういうような形で考えていきたいというふうに思っております。

それから、本年度の認定区域での草刈り等の状況をお聞きですが、これにつきましては旧町村の職員の方でお世話をいただいています地域振興課の方が、そういった危険と思われる場所等についてはよく把握して見えますので、そういった場所の草刈り、そういったところをシルバー人材センターに発注をして行っております。そのほかに、歩道部や交通安全上危険と思われるところを今年度も実施しているのが実情でございます。先ほど申し上げました河川敷堤防等については、シルバーの方では危ないということでございますので、業者発注をして施行をいたしております。

それから3点目の、先ほどの農林水産省の事業の施策の関係でお聞きでしたが、後の補足につきましては総務部長の方から御答弁させていただきますが、経済建設部としては、これも小沢議員の御質問の折にお答えをさせていただきましたが、地域の農地や水をどういった形になっているかということをも十分把握されてみえる実行組合長に対して組織づくりをお願いいたしまして、取り組みをされる地区によっては確かに総代等が会長をお務めになるというような地区もございますが、お取りまとめについては先ほど申し上げたような形で実行組合長にということで御案内をし、御説明を申し上げたのが実情でございます。

これは農業者だけではできない事業というものではございますけれども、例えば市街化区域だけしか持ち合わせてみえない地域、そちらの方での総代、駐在員というのもございますので、先ほどのような形で説明をさせていただきました。

総代会の位置づけにつきましては、総務部長の方から御答弁申し上げますので、よろしく申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、行政側にとって総代会の位置づけはということでございますが、私どもとしては愛西市総代及び駐在員の設置に関する規則というものを定めております。

この中で、市政の円滑な運営と地域との連絡調整を図るため、地域に総代、駐在員を置くものとしております。その任務といたしましては、地域内の住民自治に関する事務の処理や広報等の配布、文書の回覧、行政との連絡に必要な調査事項、また市民との連絡等の業務としております。

私ども、総代会及び駐在員会をそれぞれ過去2回開いてまいりましたんですが、その折には事前に各部署へ連絡を申し上げてその折の議題の取りまとめをし、会議をお願いしているものでございます。以上でございます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは私の方から、2点目の消費生活相談窓口の充実についてのお尋ねにつきまして、御答弁をさせていただきます。

1点目、消費生活相談の窓口事務はというようなお尋ねでございますが、こういった消費生活相談等の問い合わせにつきましては、経済課の方において海部事務所の海部県民生活プラザの方を紹介して、そちらに専門の相談員さんもお見えでございますので、そちらの方で御相談をしていただくよう御案内を申し上げます。

それから相談業務、こういったものを常時開設し、専門相談員を配置すべきではないかという御質問の関係でございますが、議員、質問趣旨の中でおっしゃって見えましたが、この消費生活相談、事実、数年来増加傾向にありました。ただ、16年度をピークに若干減少には転じております。その内容を申し上げますと、不当請求の相談が前年より半減して、反対に高齢者の相談が多くなっておりますし、電話勧誘販売の方も増加率が大変高くなっております。

それで、議員の言われますとおり、窓口で専門相談員により相談に応じていくというのが一番よいわけではございますけれども、この相談内容というのは複雑、多岐にわたっております。その関係から、かなり専門的な知識とか法律に詳しい者が消費生活相談員ということで対応しなければなりませんし、この消費生活相談員の資格というものが大変難しいというふうに聞いております。相談員の資格を得られる方が少ないということですので、相談員の確保が大変難しいということになっております。

先ほど、議員の御質問の中でお話が出ましたし、私どもも県民プラザの方で状況をお伺いして先ほど御答弁させていただいたとおりなんですが、社会福祉協議会の方のいわゆる心配・困り事相談関係ではどうでしょうかということで、こちらの方へのお尋ねをさせていただいたんですが、昨年17件ほどということで、市のそういった相談窓口への御相談はかなり少ないようです。それから、先ほど申し上げたように相談員の資格を取るのが大変難しいということで、この人材の確保が難しいこと、そういった状況の中から、私どもとしては今現在のところ専門の職員を常駐させるという考えは持っておりません。

それから2点目の事前防止、市広報紙等の掲載の関係でお尋ねでございましたが、これにつきましては議員のおっしゃるとおりであると、私もそう思います。昨年11月号の市の広報に掲載をさせていただいておりますが、今後も積極的に広報紙等を利用して啓発をしてみたいというふうに思っております。また、チラシ等の啓発活動につきましては、国とか県、警察等が作成されたものがございます。そういったチラシ、パンフレット等は各庁舎の玄関窓口のところに設置をいたしておりますし、毎月「あいち暮らしっく」といったチラシがありますが、これも全戸回覧という形で啓蒙活動を行っております。今後についても続けてまいりたいというふうに思っております。よろしく願いをいたします。

### ○9番（村上守国君）

御答弁ありがとうございます。

では、関連事項等々につきまして再質問をさせていただきたいと思います。

まず、資源環境保全対策の推進の関係でございますが、今、どこの集落でも道路のり面の草刈りが一番重荷ではないでしょうか。のり面の草刈りは環境美化はもちろんであります、のり面の草が圃場に入るのを防ぐために草刈りがどうしても必要であります。特に私どもの集落では高齢化が進みまして、二、三年後には働き手がなくなり、草が生い茂る集落になることは目に見えております。そのような状態になった場合、土地管理義務者である道路管理者はどのような対応をされるのか、もう一度教えていただきたいと思います。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

1回目の答弁でも申し上げましたけれども、私どもも地主等地域の皆さん方の御協力を得て、地主、そういった生産者だけにこだわらず地域ぐるみで取り組んでいただけるような形をとっていただくようお願いを申し上げていきたいと思っておりますし、一方では、先ほども申し上げましたが、近隣市町の取り組み状況等も参考にさせていただきながら考えてまいりたいと思っております。

### ○9番（村上守国君）

何か答弁を聞いておりますと、土地管理義務者である道路管理者としての認識が非常に薄いような感じがいたします。もっと自分たちの立場そのものに重きを置くべきではないのかなあと私は感じております。

次でございますが、道路のり面の草刈りは、何度もお聞きしますが、実施できませんのではなく、地域住民と一緒に取り組む対応策はないのかなあというふうに考えてみました。例えば一つは、11月12日に実施されますごみゼロの日に空き缶等の回収のみではなく、全域で草刈りを実施するとか、またボランティア団体、いわゆる草刈り活動部隊等を立ち上げまして、地域住民の皆さんに協力をいただいて、行政主導型で行動を移すことができないのかお尋ねいたします。

### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員にお言葉を返すようで大変恐縮でございますが、私はこれからは行政があれをせよ、これをせよという時代ではもうないと思います。自分たちのいわゆる財産、自分たちのもので、大変私きつい言い方になっておしかりを受けるかもわかりませんが、例えば私も先祖伝来の田んぼが7反ちょっとありますけれども、草刈りをいたしませんと草の種が漏れて圃場の方へ嫌な草がはびこります。一方では害虫、今ちょっと虫の名前は言えませんが、草を刈っておりますとチョウのようなものが飛び立って、それが稲の中に巣をつくって稲作等に害を及ぼします。したがって、道路のり面とはいえ圃場の方々もその道路をお使いいただいた上で耕作、食糧等の生産にいそんでいただくわけでございますので、そういった意味からも、先ほど私申し上げましたように、地主、生産者、強いていけば環境の面からは地域の一体のものという事で取り組みをいただける、自分たちのものだという形でお取り組みをいただける形にリー

ダーシップをとってやっていただける形がこれからの時代ではないかなあとと思います。蛇足になるかも知れませんが、合併をしないというような宣言をいたしました矢祭町というんですか、あちらの方では道路の道直し一つとっても住民の方がみんな総出で出てやられるというようなことを伺っておりますが、そこまでは愛西市はいかないにしても、そういった気持ち、姿勢、そういったものを私は皆さんにお持ちいただくようお願いを申し上げたいと思います。

#### ○9番（村上守国君）

今、部長の答弁内容を聞いておりますと、何か文書が書いてあるのをそのまま読んでおみえになるような、理想な運営方法のような感じを受けるわけでございますけど、現実には時代が変わりまして、またそこに住んでみえる方々の考え方、それとしかも私どもの地域では400世帯で構成しているわけでございますけど、そのうち農事者というのは56世帯でございますので、大半がいわゆる非農家の方、あるいは新しくそこに住まいを構えられた方々で一集落を構成しておるわけでございますので、そういう流れをしっかりとくんでいただいて、現場を、地域をはっきりと把握していただかないと、我々としては非常にいけないわけでございますので、そういう点ひとつお願いいたします。

ですから、今私が質問いたしました、要するに地域住民が一緒に取り組むような方策は何かないかということをお聞きしておるわけでございますので、それに対して質問をしたわけですからしっかりと答えてもらわないといけない。

それと、路線認定区域ののり面については、土地の所有者は道路管理者ではないわけですか、ここは。今、そこでちょっと僕ははっきり受け取れませんでした。

それと、一つ質問に入りますけど、我々は要するに一般に市販されております除草剤を散布いたしまして空き地等の草の除去をしておるわけでございますけど、この除草剤というのは年間何回使ってもいいのか、そういう法的な制限があるのかお尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の話の仕方がまずいので誤解をいただいたかのような御質問に受けましたが、議員が御質問の趣旨の中で言うておみえになるように、私は農地、水、環境、こういった施策で、できれば地域ぐるみでお取り組みをいただけるという形をとっていただくのがやっぱり一番いいと思います。その考えについては、議員のお考えと私の考えは一緒だというふうに思っております。

それから、のり面を草刈り、耕作者とか地主が云々というふうに部長は言ったけれども、道路管理者の責任ではないかとおっしゃるわけですが、いわゆる道路管理者として道路を管理していかなければならないことは当然なんですけど、いろいろな財政上の問題、それからいろんなその他の問題もございまして、先ほども御答弁の中で申し上げましたように、これから地域ぐるみの中で御協力がいただけるような方法をお願いしたいという御答弁をさせていただいておりでございますので、誤解のないようにおとりをいただきたいと思います。

それから、除草剤は何回使ってもいいのかということでございますが、これは先般ある議員の御質問の中でもお答えをしておりますが、取り扱う薬品、いわゆる先ほどでいうと除草剤の関係につきましても、何回程度とかどの程度に薄めてとか、そういった使用基準が定めてござ

いますので、法律でどうのこうのじゃなくって、いわゆる農薬、そういったものについては定められた基準に従ってお使いいただくという形であれば、私は問題はないかと思います。

**○9番（村上守国君）**

では、市長に一つ質問をさせていただきたいと思います。

市民の所有地で草が生い茂っておりますと、市と消防署の2カ所から土地所有者に対しまして雑草除去の命令文書を発しておられますが、例えば、道路管理者が適正に管理していない土地が見受けられましたら、除去命令を発していただけるのかどうかお尋ねいたします。

**○市長（八木忠男君）**

御指摘いただきました点は、お借りしているところもありますし、今までの長い生活基盤のそうした環境でありますし、それを国は心配をして、これからいろんな今までの水田対策、休耕、転作などをいろいろしてきた中で、今般、生産者と地域とでということでのこの施策が発表されたわけであります。

そうした考え方から、ぜひ御理解をいただいて、今おっしゃっていただいたようなところまでは、私どもとしてはお伝えする気はございませんが、できるだけ理解をしていただいて、小沢議員の御質問にも答えておりました、本当にこれ地域で自分も一実行組合員でありますので、江ざらえなどは実行組合だけでうちの町内はしております。隣の町内は町内挙げてすべての人です。そして、私どもの新しく見えた方は、どうしてそんなことをしなければいけないのかと。名古屋市は何もないんだし、字費というのも払わないんだと、そこまでおっしゃる方もありまして、いろんな地域性はあるわけですが、何とか御理解をいただいて、少しでもこの水環境対策についてはお願いしたいということをおもっているわけであります。

御指摘の点についても、できるだけお願いをしながら御理解をいただいて進めてまいりたいと思っております。

**○9番（村上守国君）**

ただいま私の質問に対して、市長は的確な御答弁ではないような気がします。

要は土地を管理している管理者、いわゆる土地の所有者は適正に管理する義務があるわけでございますね。ですから、民間人に対しては、要するに適正に管理していない所有者に対しては、市なり消防長が文書を発送しているわけ。要するに草を刈りなさいとか保全をなさいという命令文書を出しておるわけですね。そうしますと、同じように土地の所有者である道路管理者に対してそのような文書を出していただけるかという質問でございましたが、もういいです、それは。要は、同じような形で文書を出していただけるというふうに理解しております。

それともう一つ、市長に質問をさせていただきます。

愛西市は将来像の実現に向けて六つの目標を掲げております。快適で美しい生活環境の整ったまちをつくるのが目標の一つであります。市長は目標のまちはどんなまちを考えておられるのか、お尋ねいたします。

**○市長（八木忠男君）**

これも今までも幾度となく申し上げてまいりました。

私どものキャッチフレーズであります、水と緑であります。ですから、そうした環境を守りつつ進めていくわけでありますけれども、いろんなこうした施策の中で、市民との協働ということもお願いしているわけでありますので、これからはそうしたことを一層お願いして進めていきますけれども、本当に住みやすいまちづくりが原点であるべきと判断をしております。

**○9番（村上守国君）**

では、総務部長にお尋ねするわけでございますけど、愛西市に現在地方自治法 260条の2に定める地縁団体は何団体あるかお尋ねいたします。

**○総務部長（中野正三君）**

的確な数字は現在持ち合わせておりませんが、佐屋地区にも佐織地区にもそれぞれ、佐織地区の団体におきましては10団体ほどたしかあったかと思えます。佐屋地区におきましても同じようであろうかと思えます。そんなことで、的確な数字は持っておりませんので、申しわけございません。よろしくお願いたします。

**○9番（村上守国君）**

ちょっと寂しい答弁でございましたが、なぜこのような質問をするかというのは、地縁団体というのはいわゆる規約等々に定められまして、区域内の住民が明るく住みよい生活環境を維持・発展させるために、自治会長を中心に協働活動を行っておるわけでございます。

ですから、今回の事業の地域ぐるみの活動でありますので、地域の責任者であります総代会等々に最初に説明、要請するのが私は当然だと思えますので、総代会に提案してなかった理由等々を本来はお尋ねしたいわけでございますし、また総代会に提案される議題等の情報収集等については、要するに担当者はどのような業務をとっておみえになるのかということも質問したかったわけでございますけど、地縁団体が何団体あるかということは御存じなければ、これは結構でございます。

続きまして、消費生活相談の充実について質問をさせていただきます。

市民から消費生活相談があれば、市で対応せず県を紹介すると。また、市には相談件数も少ないし、専門相談員を置かなければならないので相談窓口を開設しないという市の方針と受け取ってよろしいですか。再度お尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

言葉というのは大変難しゅうございまして、私ども経済課窓口担当も消費生活相談、相談に乗れるようなことにつきましては乗れるように勉強、努力をさせていただくつもりでございますが、先ほど申し上げましたように、相談関係というのは多種多様化をいたしておりまして、それすべて御相談という形にはなりませんし、実際に資格といった、そういった試験等もございまして、県の県民プラザの方にはそういった資格をお持ちの方が4名お見えになって、相談に乗っておみえになるということですので、そちらの方へきちんと御相談をしていただくようにお話をして、御相談に乗っていただけるように進めていこうという考えで、常時相談員の常設というのは現在のところ考えてございません。

**○助役（山田信行君）**

関連しておりますので、私からもお答えをさせていただきます。

消費生活相談員の専門職員は置くことができませんが、新年度から一つ内定をしていることがございます。それは、警察OBで、今現職ですけれども、刑事課だとか生活安全課を経験された方を新年度で採用することにいたしております。この方には、主には防犯だとか交通安全の事務に携わっていただきますけれども、こういった押し売りだとか悪質な訪問販売等の関係についても相談やら指導などをやっていただくよう考えておりますので、念のためにこの場をかりてお答えをさせていただきました。

**○9番（村上守国君）**

ただいまの助役の4月1日からの対応につきましては、非常に住民としてはありがたいことでございますので、要はそのような住民の身近におかれる問題等々につきましては、ひとつきめ細かな行政を進めていただくようお願いをするわけでございます。

それと、皆様方も当然、平成16年に公布・施行されました消費者基本法について勉強しておられると思いますが、改正によりまして、地方公共団体の消費者政策について、啓発活動及び教育の推進、及び苦情処理及び紛争解決の促進に対して、地方公共団体が講ずべき施策の方向性が明確にされたのであります。この改正により市の重要な業務と理解しますが、市のお考えはありますか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

申しわけございません。

ちょっと最後の方が聞き取れませんでした。もう一度お願いできませんでしょうか。

**○9番（村上守国君）**

一つは、16年6月に公布・施行されました消費者基本法という法律を勉強しておられるかということですね。その中に、要するに地方公共団体が講ずべき消費者問題についての施策をいっているわけですね。ですから、この法律からいえば公共団体のとるべき行政というのは自然と決まってくるわけですね。そういうことをお尋ねしているわけです。

多分、目を通されたことがないと思いますので、結構でございます。

次でございますが、全国的に見ましてもこの消費者相談の窓口等々につきましては、神奈川県等では既に消費生活相談業務が市町村へ移管されました。愛知県におきましても平成14年3月に消費生活センターが廃止されまして、その後、県民プラザに相談業務が移っておりますが、近い将来、相談業務が市町村へ移管されると聞いております。

市の業務態勢、これは対応できるのか、お尋ねいたします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

大変勉強不足で申しわけございません。

移管の関係については、まだ十分把握をいたしておりません。

**○9番（村上守国君）**

行政というのは、要するにひとり歩きする点もあるかもしれませんが、人よりも早く情報をつかんで準備に入るといのが大切なあとという感じがいたしますので、ひとつそういう点に

についても勉強していただくようお願いいたします。

それと、先ほど報告の中に市の相談件数が非常に少ないというようなことを言われました。これは地理的な面が大きな原因だと思います。例えば、私が住んでおります善太新田町から相談したくて立田、八開、佐織庁舎へ出向いた場合、車がないと、タクシーで利用したときには経費と時間が非常にかかり過ぎて足が向かないわけでございます。

ですから、市民の混乱を避けるために、いっそのこと市では消費生活相談をやっておりませんよということを、要するにそういう相談のある方は直接県へ行ってくださいよというようなPRをしたらどうですか、お尋ねします。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

御指導ありがとうございました。

議員のおっしゃるような、意に沿うような方向でこれから動いてまいりたいと思います。

**○9番（村上守国君）**

その答弁ではいかんじゃないですか。

要するに市が本来やるべき業務を、受け付けできませんので県の窓口へ直接行ってくださいよというPRをしてはいかんのではないのでしょうか。これも時間をかけてひとつ担当者同士が勉強していただきたいと思っております。これは我々住民にとって非常に大切な相談窓口でございますので、もっと真剣に取り組んでいただきたいなあと思っております。

それと、これからの広報紙等々につきまして、悪質商法のPRをお願いしたわけでございます。けさ1階のこの庁舎のロビーを拝見いたしますと、本件に関するようなPR紙等々は1件も置いてなかったような気がいたします。非常に残念でございます。要するに私どもの周りにはさまざまな悪質商法があふれておるわけでございます。市民が悪質商法の被害に遭わないために行政は何をすべきかということを考えていただきまして、積極的なPRをお願いするということで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

**○総務部長（中野正三君）**

先ほど、村上議員からの御質問に私が的確な答えができませんで、まことに申しわけございませんでした。

地縁団体につきましては認識不足でございました。佐屋地区におきましては12団体、立田地区におきましては14団体、それから八開地区におきましては7団体、佐織地区におきましては18団体、市内合わせまして51団体の地方自治法に基づいた地縁がございます。以上でございます。

**○議長（佐藤 勇君）**

9番・村上守国議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩をとります。

午後 3 時56分 休憩

午後 4 時08分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

それでは休憩を解きまして、会議を再開いたします。

ここでお諮りをしておきます。本日の会議は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき、会議を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認め、よって本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

それでは次に、通告順位8番の21番・永井千年議員の質問を許します。

## ○21番（永井千年君）

本日の最後の一般質問を行います。

私は高齢者の増税に伴う雪だるま式負担増に対して市独自の対策を強く求める問題と、もう一つは巡回バス交通アンケートで市民の願いはくみ尽くされているのか、この二つのテーマで行いたいと思います。

まず最初の問題です。

高齢者への増税に伴うこの雪だるま式負担増と言われる内容、本当に多くの方から悲鳴の声が上がってきています。65歳以上の高齢者に対する老年者控除50万円の廃止、公的年金控除の140万円から120万円の縮小、そして高齢者の125万円までの住民税均等割非課税措置の撤廃、さらにこれは共通する問題ですが、定率減税の半減などの影響で大增税となってきました。

65歳以上の人で市民税が課税されている方は、17年度が2,968名から18年度は7月1日現在で4,920名と17年度より1,952名、65.8%ふえています。大変なふえ方であります。17年度非課税で18年度新たに課税された方は2,129名で、うち市民税の均等割3分の1の1,000円を課税された方が1,756名です。その結果、65歳以上の高齢者に対する市民税は2億1,020万円から2億7,047万円となり、6,280万円ほど増税となっています。

課税金額で見ると市民税の2万円から4万円の税階層が最も人数がふえ、この階層で459名から1,256名と2.7倍になっています。市民税だけでこれだけでありますので、所得税や県民税を合わせますと大変大きなものになります。

私は夏の暑い中、少し各地域を回らせてもらいましたが、その中でもどうして高齢者ばかりいじめるんだという声をたくさん寄せていただきました。経過措置が2年間ありますが、これは2年後には税政改正の満額の課税となるわけであります。高齢者に対するこの老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、そして高齢者の住民税非課税措置の撤廃、これらの措置を直に見直していく必要があると思います。

市は増税の実態を踏まえて国に強く見直しを要求していただきたいと思います。また、所得が変わらないのに新たに均等割3分の1を課税された所得階層の方を対象に、市独自でも減免措置を実行していただきたいと思います。また、ひとり暮らしで寡婦、これは夫の寡夫もありますが、寡婦控除に該当する方や要介護認定者のほとんどは障害者控除や特別障害者控除に該当するはずであります。該当するにもかかわらず、申告をしていないために課税者となっている方もたくさん見えます。広報などで周知し、これは特別な相談活動を行っていただく必要があると思います。市長の答弁を求めます。

介護保険へのはね返りの問題も大変深刻です。

保険料の激変緩和措置の対象者が、第1段階から第4段階、第5段階に変わった方が1人、第2段階から第4、第5段階に変わった方が119人、そして第3段階から第5段階に変わった方が653人、第4段階から第5段階に変わった方が1,175人で、合わせて1,948人が影響を受けてみえます。これは介護保険の被保険者の14.5%に当たるわけであり、保険料の引き上げと重なりまして2倍も大きく超える方も出ています。

例えば旧八開地区の方で、17年度第3段階の方が今度の増税の影響を受けて第5段階になった場合に、月額が1,350円から3,503円と2.6倍となります。また、均等割の課税者となったために居住費や食費の利用料の負担軽減措置も受けられなくなった方も出ています。私に寄せられました相談では、収入が年金だけで全く変わらないのに、均等割1,300円が課税されたために月額で7万円近い負担増になった例も出ています。

従来、負担軽減申請を行っていた方には案内が出され、負担軽減申請が出されていますが、これを却下された方もたくさん出てみえます。これらの方も申告をやり直せば負担軽減対象者に戻る方もあるのではないのでしょうか。市ではこの最初の負担軽減申請267人のうち25人が却下されたと聞いています。その内容と、その後どういう相談を行って、どのように変化したのか、御報告いただきたいと思います。

所得税法、地方税法の施行令で、身体障害者に準ずる方として市町村長の認定を受けた方は障害者控除の対象とされています。障害者控除対象者の認定書の発行を積極的に行っていただきたいと思います。実態を丁寧に、正確につかみ、個別に相談に乗っていただく必要があります。どのように対応していくのか、お答えをいただきたいと思います。

東京都の三鷹市では、これまで非課税者を対象に適用されていた福祉サービス14項目のうち高齢者の入院ベッド、毎日型配食サービス、療養食サービス、紙おむつの支給、家族介護慰労金、無料入浴サービス、家具転倒防止金具取り付けなどの7項目について、収入がふえなくても非課税から課税になった方について、福祉サービスを継続することにしていきます。また、東京都の北区では、介護ベッドを取り上げられないように、要支援1、2、要介護1の方を対象に、所得に関係なく月額3,000円までの利用補助を行うことを決めています。

このように、各地で独自の負担軽減施策が広がっています。愛西市も独自の負担軽減措置をぜひ実行していただきたいと思います。その考えはないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

4番目に、これらのことを考えてまいりますと、私がかねてより一般質問で何度も質問をしてきています国民健康保険税の減免制度の充実の問題、医療費の一部負担金の減免制度、介護保険料利用料の減免制度の必要性がますます切実なものとなってきています。1歩踏み出していきたいと思います。その考えはないかどうか、お尋ねをいたします。

二つ目にバス交通アンケートの問題であります。

愛西市のバス交通に対する市民意向調査が、8月12日、シルバー人材センターに委託をして、立田地区が370世帯、八開地区が220世帯、佐屋地区が340世帯、佐織地区が265世帯と、合計1,195世帯に配付をされて、8月28日までに回収をされています。世帯のうち小学生以上の

家族全員が回答できるようになっていますが、何世帯、何名の方が回答をされたのでしょうか。これも地区別にお答えをいただきたいと思います。その後さらに現在の巡回バス利用者のアンケートが行われていると思いますが、この利用者アンケートも含めて、アンケート結果はいつまとまるのでしょうか。また、既に回収が終わっているわけでありますので、途中経過を御報告いただきたいと思います。

アンケートの内容を見ますと、利用目的に通勤・通学の選択肢を設けながら、これはバスの運行時間がそこから少し外れた8時台から17時台に限定していることや、行きたい場所として上がっているのが公共施設に著しく偏っています。また、バス料金の選択肢に、現在無料で運行しながら「無料」の選択肢がないアンケートをとられています。

このように、一定の枠をはめたアンケートになっています。こうしたやり方で、バス交通に関する市民の要望を全面的にくみ尽くすものになっていないのではないのでしょうか。自由筆記の欄も設けてありますので、これらの欄にどのような声が上がってきているのか、また、今後市民の声をどのようにくみ上げていくのか、お答えをいただきたいと思います。

以上、よろしく願いをいたします。

#### ○総務部長（中野正三君）

まず税の関係でございますが、課税者になっている方に対する広報等での周知、相談という形でございます。

広報につきましては、この4月号の中で、確定申告を提出した後に計算誤りなど申告内容に間違いがあることにお気づきになったり、うっかりして確定申告の提出をなされなかった方へのお知らせというか、再度の御周知と申しますか、お願い事を載せさせていただいております。そして、9月号がお手元に届いているかと思いますが、所得税の確定申告及び住民税の申告を提出した後に計算誤りや扶養控除、寡婦控除、障害者控除など申告内容に間違いがあることにお気づきになったり、うっかりして申告の提出をお忘れの方への再度のお知らせを申し上げます。また、市税の改正を4月の臨時議会でお願いを申し上げましたんですが、その折の内容につきまして、6月号の広報でそれぞれお知らせを申し上げたりしています。

それと、市民税並びに各地域市民課の方におきまして、その対応におきまして、電話並びに窓口相談におきましてはそれぞれ対応をさせていただいております。

次、以下の点におきまして市長よりお答えさせていただきます。

#### ○市長（八木忠男君）

増税の見直しの必要についての御指摘であります。

この増税、減税、あるいは新しい税などで国の施策、過去にずうっとあるわけでありまして、いずれにしても税をもって国が成り立ち、地方、私どもが成り立っていくわけでありまして、避けて通れないところでありまして、いろんな施策の改正の中で私どももそれに準じながら、近隣市町の状況も見ながら進めてきているところであります。一部改正に伴うこの内容についても、大変厳しい状況であることも事実でありますけれども、やむを得ないという判断をしているところでございます。

### ○福祉部長（水谷 正君）

それでは、介護の関係の御答弁をさせていただきます。

まず②の関係でございますが、この関係につきましては昨年度の改正に伴い、食費、居住費の負担限度額の対象年度につきましては7月から翌年の6月末日となっております。よって、7月以降については18年度の住民税課税状況で判定するため、負担限度額の申請を受け付けました。申請に伴い、住民税の課税状況等を確認して、負担限度額の認定証も交付いたしますが、確認するときは前回の負担限度額の認定状況、所得段階に変更がないのかの確認をしております。この中で課税世帯となり非該当となった方につきましては、本人の所得状況を確認し、所得申告により非課税世帯になる方については対応させていただいております。

御指摘の所得申告のやり直しにより住民税の非課税になった方は3名お見えになり、7月の時点で負担限度額の認定証を交付しております。今後におきましても窓口等で確認しつつ、必要に応じて個別の相談をさせていただきます。

続きまして、③番の三鷹市の関係でございます。

御質問の介護ベッドについては、厚生労働省の介護給付分科会での議論を踏まえ、要介護認定の認定調査における基本調査結果を活用し、客観的に判断することが認められておりますので、現在のところは考えておりません。

また、介護保険以外の市独自の制度といたしましても、現行制度で実施をしていきます。

続きまして4番目で、介護の減免の関係でございますが、介護保険料の減免については、市独自の減免といたしましては、減免分に対する一般会計からの繰り入れが適当でないことにより現在のところ考えておりませんが、激変緩和措置で減額されておりますので御理解をいただきたいと思っております。

また、利用料の軽減措置につきましては、市単独の軽減は現時点では考えておりません。現在行われております社会福祉法人等による利用者負担額の軽減に対する助成を継続し、低所得の方の利用料も軽減を図ってまいります。以上でございます。

### ○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

失礼をいたします。私の方から、国保税の減免制度につきましてお答えをさせていただきます。

この件につきましては、永井議員に何度もお話をしておと思いますが、当面、現行制度でまいりたいと考えております。また、医療費の一部負担金減免制度につきましても、現在、勉強中でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

### ○総務部長（中野正三君）

それでは、バス交通のアンケートの件でございます。

議員の今おっしゃっていただいたとおり、8月9日にシルバー人材センターへアンケートの配布をそれぞれお願い申し上げました。配布をお願いした数値は今議員が申されたとおりでございます。

そして、あとそのほかに、現在バスの利用をされております佐屋地区において、また佐織地

区において、巡回バスを利用してみえる方にバスの運転者からお願いをしております。これの配布枚数が、佐屋地区に 390人、佐織地区が 100人、合計 490人に御配布を申し上げました。これが 9月8日投函期限という形をお願いを申し上げたものでございます。

回収実績をそれぞれという形でございますので、読み上げさせていただきますのでお願いをいたします。

佐屋地区におきましては 166世帯 523人、世帯の回収率としては48.8%でございます。立田地区におきましては 150世帯 510人、世帯の回収率は40.5%、八開地区におきましては88世帯 297名、回収率40%でございます。佐織地区におきましては 135世帯、回収の人数としましては 425人、そして回収率50.9%でございます。配布の数から回収率の関係でございますが、平均が45.1%の世帯回収率というふうになっております。

そして、利用者アンケートでございますが、佐屋地区におきましては 205人、そして回収率52.6%、佐織地区は75人、回収率75%、全体で2地区の合計でいきますと57.1%の回収率でございます。今まだ実はぼちぼちといいますか、来ている状況が数通でございます。これはここには入っておりませんので、8日の時点での締めでございますので御承知をお願いしたいと思っております。

途中経過報告云々でございますが、今現在御報告できるのはこの程度のところでございます。

そして、その設問からのところの御質問でございますが、私どもの時間的なことが通勤・通学を含めた時間的な設定ではないんじゃないかという御質問でございますが、通勤・通学者を利用者として見込む場合に、かなりのサービス水準を確保する必要があるかと思っております。今、愛西市の公共交通機関の問題点といたしましては、まず今の走っていないところといえますか、立田、八開地区に多く運行がされていないところのことを念頭に置いてこのような形をさせていただいておりますし、自家用車の運転等が困難になる高齢の方などを対象に、最小限度の交通手段を検討する必要を考えたものでございます。

そして、料金アンケートをお願い申し上げましたのは、今全体に近隣等、まちで県外等も見えてまいりますと、有料というところがだんだん少なくなってきております。ということは、やはり運行経費の中で応分の負担をとという考え方があるかもしれませんが、将来のことも踏まえまして、今後の運行の中で考えざるを得ない場合もあろうかと思ひまして、許容の範囲のアンケートをお願いしたものでございます。

また、自由記載欄につきましては、まだ回収してその取りまとめ等には至っておりません。これは今、その集計において委託先に送ったもので、現在の取りまとめの中では9月末ということで契約がされているものでございます。

市民の声をどのようにくみ上げていくかということでございますが、もちろんそのアンケートの結果といいますか、その数値ばかりではなくて、そこにあります自由記載欄の中のお言葉も当然種々出てくるかと思ひます。これは現在、先ほど申し上げましたように把握は申し上げておりませんので、御容赦をお願いしたいと思ひます。

今議会をお願いをしております巡回バス運転検討会議の20名の方をお願いしたいという形で

昨日も申し上げた経緯がございますが、この中で御議論をいただきたく存じ上げております。もちろんその中では、その結果を踏まえてそれぞれの御議論をいただけるものと思っております。以上でございます。

## ○21番（永井千年君）

じゃあ再質問、これはちょっと答弁がされていないところもありますが、それも含めて質問をいたします。

まず私、詳しく数字を言ったんですが、この均等割3分の1を課税された方だけでも1,756人という数字は、半端な数じゃないというふうに思うんですね。ただ、これらの人を非課税に、例えば戻したとしますと、1,000円ですから175万6,000円という数字になります。当面の間だけでも特例措置として減免をしているところもあるわけでありますので、これは市の収入が175万6,000円減る話であります。最初に言いましたように雪だるま式負担増の影響が極めて大きいものでありますので、その基礎になっているのがこの均等割3分の1の1,000円なんですね。だから、これを何とかしていただいて、非課税に戻していただく措置をさまざまな方法でとっていただきたいということであります。

独自の軽減措置のほかに、市の負担がそんなに小さくなくできる問題に、一つは先ほども言いましたように申告の内容をきちんとチェックをしていただいて、寡婦控除や障害者控除が漏れている方が見えるかどうか、介護保険を却下した20人とか30人とか、そういう数ではなくて、やはり全面的に見ていただきたいというふうに思います。

特に寡婦控除は、ほとんどの方が金額が大きい老年者控除を今まで選択されてみえたので、寡婦控除の対象であることを自覚されていない方がいると思います。これは当然、死別であるとか行方不明だとかいうのが条件になる場合がありますので、ひとり暮らしのすべての方が対象になるわけではありませんが、愛西市には、少し前の数字であります。ひとり暮らし老人が965人見えるわけであります。これらの方の中には寡婦控除の対象者なのに控除されていない方がいるのではないかと思います。これも改めて、前年度老年者控除で、いわゆる65歳ですからほとんど全部の方が、中には老年者控除でなくて寡婦控除を選択して申告してみえる方もあるかと思いますが、寡婦控除が27万に対して老年者控除が50万ですからまず老年者控除を選択されていると思うんですね。そういう点で、特定の控除額を検索すればわかると思いますので、そうした人たちを丁寧に拾っていただいて、周知をもう一度図っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、介護保険の問題で先ほども7万円近い負担増となった例を私は出しましたけれども、この方は、具体的に言いますと、年金の収入が149万円だったんですね。17年度は140万の年金控除がありましたので課税所得は9万円で、もちろん所得割、均等割非課税ということではありますが、18年度は均等割の125万円という限度額がなくなって、ひとり暮らしの場合は28万円が均等割の限度額になったために、さらにもう一つ140万から120万に年金控除がなくなったために、その方の課税所得が29万円になったんです。したがって、28万円の控除額を1万円上回ったために、収入が全く変わらないのに、県民税も入れると1,300円の均等割が

課税された。それで介護保険の軽減措置、今までは第3段階であったわけですが、第4段階に移行をしたために一挙に負担がふえたと、こういう例であります、この方の場合も実はひとり暮らしで寝たきりの方でありましたので、当然障害者控除にも、寡婦控除にも該当する方でありましたので、申告をやり直して再び非課税に戻り、新たな負担7万円が消えたと、こういう例であります。

したがって、障害者控除の認定という問題が非常に大きな問題としてあるわけです。この現状について、何名の方が障害者控除の認定の申請をされて、そして具体的に認定証明書を発行した方は何名あるのか、17年度、18年度、数字を御説明いただきたいと思います。

隣の津島市では、該当すると思われる方1,733名に障害者控除の対象者認定書の交付申請を郵送で案内をして、その結果1,009人の方に障害者控除の証明書が発行されています。多分、後で数字を聞くと、津島のこの1,009人という数字との余りにも大きな違いがあるだろうと思いますが、介護保険の認定というのは医者意見書がついているのでありますので、当然その中にJとかAとかBとかCとか、そういうふうにそれぞれの判定がされているわけでありましたので、それを使えばおおむね要介護の1から3は障害者控除で、要介護の4と5は特別障害者控除とほぼ認定できるのではないかと。そうじゃない場合もありますが、他の市では、1人2人のずれはあるかもしれないけれど、おおむねこの方式でやればいいからもう認定された方にはすべて証明書を発行するという自治体もあるわけでありました。

今までこの問題が厳密に税務当局との間での税務、所得税法や地方税法との関係とこの介護保険の認定は違うんだからという理由で、機械的にはやられてこなかったわけでありましたが、税務署の見解も、市町村が認定をする材料を持っておって認定をすれば、それはそれでいいですよと、やってくださいというふうに言っているわけでありましたので、これは今からでも遅くはありませんのでぜひ改めて通知をして行っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

まずこの最初の問題についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○総務部長（中野正三君）

では、私の方には2点の御質問だったかと思えます。

今の差のあるといいますか、独自の軽減をとという御質問でございますが、私どもとしては特別にこの方たちにというか、税法どおり、また本市の税条例どおりという形の考え方で現在きております。特段の対応といいますか、永井議員がおっしゃるような軽減の考えは今持ち合わせておりません。

そして、今、寡婦、多分婦人の方の寡婦の話になろうかと思えますけど、それも個々の状況下がいろいろあるかと思えます。といいますのは、個人情報絡みといいますか個々その方が終生、死別されたか、離別されたか、離別の場合はたしか扶養がなければ寡婦の扱いはなかったかと思えます。その辺もあります。ですから、多分永井議員がおっしゃるのは死別の寡婦の洗い出しというような観点からだと思いますが、私どももそれは申告時にそれぞれ注意をしてお話を承っている。両方丸を打ったりというか、お伺いをしているかとは思いますが、現時

点での対応といたしましては、再度のこの点に絞っての広報の周知という形を考えておる状況下、今の御質問に対してはそういうお答えとさせていただきます。

〔「考えておりますか、おりませんか」と21番議員の声あり〕

今の広報の対応とさせていただくことを考えております。

**○福祉部長（水谷 正君）**

それでは御答弁させていただきます。

障害者控除の認定ということだと思っております。

数でございますが、17年度認定書発行件数は7件でございます。18年度につきましてはこれから申請が出てくるということでございます。

**○21番（永井千年君）**

具体的に数字が明らかになりましたが、愛西市は7件、津島市は1,009件と、こういうことで、これ市長にお尋ねをしたいんですが、これは税法上の特別な独自の軽減ということではなくて、既存の法律の枠内でやれることでありますので、この違いについての感想も含めて、この問題について積極的に私はやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。見解を述べていただきたいと思っております。

**○市長（八木忠男君）**

御指摘の点の内容につきましては、過去も旧時代もそれぞれの自治体で、それぞれの判断で進められていたわけございまして、今、津島市の状況を説明していただきました。

私どもの考え方として、方針は今の現状でもって進めているわけでありまして、まだまだ勉強しなくてはいけない点はあるかもしれませんが、現段階は現状の考え方で進めたいと思っております。

**○21番（永井千年君）**

現状でいくということがちょっと私よくわからないんですが、これは例えば介護保険の認定書のときのチラシなんかがありますよね。そういう中に、あなたの場合は、介護認定者の多くが障害者控除に認定される場合がありますので、ぜひ御相談くださいということでもやるだけでも、それをちょっと大きく書いていただくだけでも随分違ってくると思うんですよ。その点、「現状でいく」というこの消極的な意味がよくわからないんですが、改めてこの認定者に対して手紙を送り、あるいは証明書の申請書を送り、やるということでもなくとも、その点はできるんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。それだけでもやっていただけないですか。

**○助役（山田信行君）**

そういった御意見がございますので、個人通知まではなかなかできないかもしれませんが、広報等では徹底できるようなPR記事を書きたいと考えております。

**○21番（永井千年君）**

三つ目の問題ですが、税政改正の影響が伴う事業、これ雪だるまの内容であります。高齢福祉課が上げていますのが、高額介護サービス費、食費、居住費の負担限度額、社会福祉法人

の利用者負担限度額と介護保険料もそうですが、家族介護用品給付事業の五つを上げております。障害者で高齢者という方もありますが、社会福祉課が上げていますのが、障害者サービス費、補装具、日常生活用具、更生医療、精神医療、難病居宅生活支援事業の六つということで、この二つの課だけで11、非課税を前提にした、非課税であれば受けられるサービスの内容があるわけでありまして。

現在、現実には最近の新聞報道によりまして、昨年始まったばかりで、10月の時点で、介護老人保健施設で90人、介護療養型医療施設で27人、特養ホームで4人の方が、愛知県でも始まって早々にもう施設を退所されています。全国では1,300名を超えるという数字が厚労省から発表をされております。現在ではさらに大きく広がってきているというふうに思います。

事態は大変深刻だと思いますが、こうした今上げられました11のサービスであります、これらの中の一つでも負担軽減措置やサービスの継続というものをやるという考え方はないのかどうか。三鷹市の考え方のように、前年度非課税という前提条件で、収入が変わらないという前提をつければできることでありますので、これは新しい事業を始めるわけじゃありませんので、今まで対象にした人をこれからも対象にしてほしいというだけでありますので、市の負担が大きくふえるわけではありませぬので、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、その考えはないでしょうか。

#### ○高齢福祉課長（石黒貞明君）

高齢福祉課の関係でございますけれども、先ほど議員が申されましたけれども、介護保険の関係と介護用品の関係でございますけれども、介護保険の関係でございますけれども、高額医療の介護サービス費、それと負担限度額、社会福祉法人の利用の減免制度、介護保険料でございますけれども、それぞれ激変緩和措置がございます。

例えば利用料に関係します激変緩和でございますけれども、17年度の税制で利用者の負担段階が2段階上昇した場合には、上昇する方でございますけれども、それで第4段階になられた方につきましては、18年度、19年度は1段階の上昇に押さえるというような激変緩和もあります。また、高額サービス費の激変緩和でございますけれども、この激変緩和につきましても7月サービス提供分から関係してくると思いますけれども、まだこちらの方に通知が来ておりませぬので、どれだけの方が影響するかということにはわかりませぬけれども、高額介護につきましても税制改正によりまして上限の3万7,200円になった方、すなわち第4段階になった方につきましても、税制改正がなかった場合、第2段階もしくは第1段階になる方につきましては、これも1段階の上昇にとどめるということでございます。

社会福祉法人の減免につきましては、これにつきましても所得要件とプラス預金とか資産とか、扶養されている親族がいなくて、介護保険料の滞納がないとかというような諸条件がございますけれども、これらの諸条件を満たせばサービス費と食費の利用負担を8分の1に減額するというので、すなわち利用者負担段階が1段階上昇し、3段階から第4段階になられる方については、先ほどお話しさせていただいたとおり負担を8分の1に減額するという激変緩和の措置もとらせていただきます。

あと、保険料につきましては、先ほど議員も申されましたけれども、激変緩和措置ということで3月に条例改正をやらせていただいた時点で激変緩和の条項を設けさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

**○21番（永井千年君）**

きょうの質問は、18年、19年の激変緩和措置をやった上で皆さんに通知したら、大変な負担だということで本当に大きな声が出ているわけでありまして。20年になればもうこれもとどおりの本則課税にすべてのものなるわけでありまして、今の激変緩和は当たり前の話であります。さらにそれに対して市独自で負担軽減措置をとることはできないかというふうに言っているわけですよ。

その前提になるのは、非課税として扱えばすべてがその非課税を前提とした施策が今までどおりやれるわけでありまして、その根本はそこのところなんですね。このあたり、担当課長では答えられないかもしれませんが、市長、どうでしょうか。この三鷹市のようなやり方、検討も考えられないでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

三鷹市の例も挙げていただいておりますが、現状、そうした三鷹市のような考え方は持ってございません。

**○21番（永井千年君）**

大変高齢者に冷たい御返事だというふうに理解しましたけれども、しかし今後もこの10月から新たな制度もスタートするわけでありまして、ますます僕は深刻な事態になると思います。ぜひ実態の掌握をそれぞれの担当課で正確につかんでいただいて、考える措置を今幾つか上げましたが、ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

それから、国民健康保険の一部負担金の問題がもう2年ぐらい勉強中、勉強中と言って、最初は協議中だから、法律に書いてあることだから、医療費の一部負担金の減免は周辺と足並みをそろえてやりますというニュアンスの話だったと思いますが、2年たってもいまだに勉強中ということはどういうことですか。中身をちょっと説明してください。

**○市民生活・保健部長（藤松岳文君）**

議員おっしゃるとおり、一部負担金制度の減免について、他の市町村と検討・協議をいたしておるわけですが、なかなか非常に難しい問題でございまして、実施できないような状況であるということしかお伝えできないのが非常に申しわけございませんが、よろしく願いしたいと思います。

**○21番（永井千年君）**

何が難しいんですか。いつまでも同じ、もうこれ3回も4回も同じ答弁なんです。それで2年たっちゃったわけでありまして、何が今詰まっておるのか。どこかの市が、私のところではできんと言って、ほかの市はやりたいのに、足並みをそろえるということではほかもやらないことで足並みをそろえておるのかどうか。その辺、もう具体的に明らかにしていただかないといけない段階じゃないかと思えます。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

その件でございますが、なかなか申し上げにくいことございまして、まことに恐縮でございます。

現実的に協議をいたしておりますけれども、踏み出せないところが多いということもございまして、できることでしたらそろって進めていきたいということでお話をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○21番（永井千年君）

なかなか中身を明らかにされないようでありますけれども、本当に協議されているんですか。されていないならされていないとはっきり事実を明らかにしてください。

○市民生活・保健部長（藤松岳文君）

協議の状況は課長の復命書にもありますように、担当課長会で協議を何度もいたしております。その報告は受けておりますが、なかなか現実の施行の方まで持っていけないというのが現状でございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

再度確認を課長にいたしましたけれども、そのように会議のたびに協議はいたしておりますが、その結論までは至っていないのが現状であるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○21番（永井千年君）

次の問題に移ります。

巡回バスのお話でございますが、佐屋地区のバスも、昨年度、老人福祉センターが2ヵ月休業したためにこの2ヵ月間は通常の4分の1程度に乗る方が落ち込んだというふう聞いておまして、その後、徐々に回復をしておまして、月、今1万人ちょっと切れる。3月で9,800人台の数字が出ておりますが、この8月の現状はどのようになっているのか御報告をいただきたいのが1点であります。

それからもう一つは、巡回バス検討委員会が20名でやられるわけですが、例えば隣の津島市の場合は、団体を代表する人6人、公募委員6人ということで、12人で検討委員会が行われております。これも非常にバランスのいい構成になっているのではないかと聞いて思ひますが、先ほど伺った巡回バス検討委員会には公募委員の募集というものが入っていなかったんですが、募集していただくということはできないでしょうか。

また、5回分予算が組まれましたが、巡回バス検討委員会にはバス交通や地域交通、公共交通の専門家、学者や実務に明るい人にアドバイザーや特別に参加をしていただいて、検討委員会に反映をしていく必要があると思ひますが、そういう方向は考えてみえないでしょうか。

それから地域問題研究所、たしか聞いたら、ここがアンケートをまとめているというふうありますが、この地域問題研究所、コンサルの一つだと思ひますが、この巡回バスについてのアンケートをとって、まとめて、こんないい巡回バスを、その結果できたというような実績はあるでしょうか。東海三県、多くのところでやっているようでありますので、当然つかんでみえると思ひますが、説明いただきたいと思ひます。

## ○総務部長（中野正三君）

佐屋地区の巡回バスの8月の実績ということでございましたが、直前のものは私持っておりません。先ほど永井議員がおっしゃいましたのは、先般お渡しを申し上げました佐織地区と佐屋地区の昨年度、17年度の実績をお渡ししております。ですから、今、佐屋地区の老福センターの修理中の期間につきましては、4分の1近くのところへ減がしています。推移としては変わっていないということ。変わっていないというのは、通常のベースと変わっていないというふうには聞いております。具体的な数字は今現在、ここに持ち合わせておりませんので、申しわけございません。後でまたお知らせを申し上げます。

それから委員の公募につきましては、現時点で時間的な制限もありますので、それぞれの団体の御推薦とか、またできる限りのことでやっていきたい。公平的な観点からお願いをしたいというふうに思っております。現時点では公募のいとまがないというような状況下でございます。

それから、あとアドバイザーということもございますが、地域問題研究所、これは委託するときに、こういう学者さんを含めての今の結論といいますか、結果を踏まえて運営といいますか会議の中に加わっていただくというようなことでお願いはしてございます。具体的なお名前までは伺っておりませんが、そういう形でお願いはしております。

地問研の実績でございますけど、これもまことに申しわけございませんけど、この時点で持っておりませんので、後ほどまた永井議員にお示しをしたいと思っております。

## ○21番（永井千年君）

じゃあ後からよろしく願いいたします。

これ公募が、時間的余裕がないというのは大変おかしな話だと思うんです。合併の約束で17年、18年といってもう既に1年半たっているわけでありまして、なぜ今になって時間的余裕がないというような言い方をするのか、これは非常におかしな話だと思います。公募期間なんか、すぐに設定すればできるんじゃないかと思えます。1ヵ月なら1ヵ月、2週間なら2週間募集すればいいわけでありまして、今からでもできるわけでありまして、ぜひ再検討をお願いしたいと要望していきます。

バスの問題について、総務部長の答弁の中でやはり公共交通の空白地域をなくすという点でこの立田、八開地区の問題は考えてみえるようではありますが、通勤・通学も含めた、だれもが利用できる地域交通という観点ではないようではありますが、今回のアンケートがそういうふうには枠をいろいろ、三つ、四つはめてアンケートをとっておりますので、最終的に絞り込むのはそういうことになってしまう可能性もあるかもしれませんが、アンケートの段階ではやはりそういう絞り込みをせずに、広くニーズをつかんでいく必要があったのではないかと。

その点で、このアンケート結果がどのようなものになるのかはこれからではありますが、ぜひそれを補てんするようなことをこの検討委員会で検討していただきたいというふうに思いますので、通勤・通学なども含めた可能性についてぜひ御検討いただきたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。最初からもう検討委員会では外しちゃって検討するのでしょうか。

○総務部長（中野正三君）

今回、アンケートをお願いしたのは、あくまで現行といたしますか、現実的などいいますか、夢という御無礼でございますけど、将来に向かって数年かかって段階的にいくというような計画のもとでのアンケートではございません。目先といたしますか、現実目の前にあることをどうするかというようなことと、それからそれぞれ御利用者のお気持ち、また考え方、そこら辺を踏まえたものでございます。

永井議員がおっしゃる部分も私十分承知はしておりますし、その中で意見等の中でも出てくるやに思いますので、その中はまた会議の中で申し上げていきたいと思っております。以上でございます。

○21番（永井千年君）

終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

21番・永井千年議員の質問を終わります。

本日はこれをもって散会することにいたします。

なお、19日は午前10時より開議し、一般質問6名の方の続行をいたしますので、本日はこれをもって散会といたします。

午後5時10分 散会